

1950年代におけるDDRの性問題と性教育
— 「性的啓発」から「性教育」へ —

池谷 壽夫

日本福祉大学 子ども発達学部

Sexuelle Probleme und Erziehung in den fünfziger Jahren der DDR
— Von der sexuellen Aufklärung zur sexuellen Erziehung —

Hisao IKEYA

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Abstract

In dieser Abhandlung werden erstens sexuelle Probleme der Kinder und Jugendlichen sowie Kontroversen über die Praxis der sexuellen Erziehung in den fünfziger Jahren der DDR erörtert. Zweitens werden die Diskussionen um die Koedukation behandelt, die dabei diskutiert wurde. Drittens werden sowjetische sexuelle Theorien, vor allem die Theorien von Lenin und Makarenko, die damals einen starken Einfluß auf die sexuelle Erziehung der DDR hatten, kritisch erörtert. Danach werden die wichtigsten sexuellen Erziehungslehre in den fünfziger Jahren, nämlich die von R. Neubert und W. Bretschneider, vorgestellt. Endlich werden die Eigentümlichkeiten der sexuellen Erziehungstheorien in den fünfziger Jahren zusammengefasst.

Keywords: 性教育, 男女共学, ソ連教育学, 健康な結婚・家族

目次

はじめに — 本稿の課題

1. 50年代の性的諸問題
2. 性教育の実践 — ある論争から
3. 戦後の男女共学問題
4. ソ連教育学の影響
5. 50年代性教育理論の到達点

おわりに — 50年代性教育理論の特徴と問題点

はじめに — 本稿の課題

本稿は池谷(2010)の続編をなす。そこでの時期区分で言えば、本稿はほぼ、「社会主義」の建設期、学校史では、「ドイツ学校民主化法」から「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的發展に関する法律」(1959年)以前の時期、学校制度の社会主義的發展への移行期、「母子保護と女性の権利法」(1950年)以降の妊娠中絶制限期に当たる時期を対象とする。より具体的には、DDRの建国(1949年)から1958年7月のドイツ社会主義統一党(以下SEDと略)第5回党大会までの時期における性教育の展開を扱う。1958年のこ

の大会を境としたのは、以下の理由で、第5回党大会が1つの画期をなすからである。すなわち、これを境にして、それ以降社会主義の達成に向けて、教育・文化面でのブルジョア・イデオロギーとの闘争が重要視され、社会主義イデオロギー・倫理が法的に確定されていくなかで、ドイツ民主共和国（以下DDR）における法律上のバック・ボーンも徐々に形成され、60年代に性教育が積極的に展開されていくからである。そしてこの時期は、1952年7月のSED第2回党協議会でUlbrichtが「社会主義の計画的建設」を諮り決議されたように、ソ連をモデルに社会主義を建設し始める時期でもあった（Weber 1988=1991, p. 65）。

本稿ではまず、第1期との対比で50年代における性的諸問題と課題を整理し焦点を明らかにし、続いて、ある性教育の実践と論争を整理しながら、ここで問題となった「男女共学（Koedukation）」問題をとくに取り上げる。ところで戦後からこの時期までは、DDR教育学はソ連教育学をモデルとして展開されていた。そこで、性教育の理論的支柱をなしていたソ連のLeninとMakarenkoの議論を取り上げる。その上で、50年代性教育の理論的成果として、2人の医師（NeubertとBretschneider）の性教育理論を紹介しながら、50年代における性教育の到達点を確認しておく。その際、池谷（2010）において戦後直後の「性的啓発」の到達点として確認された5つの特徴、すなわち、性的啓発の担い手としての医師、性病の予防・撲滅と性的節制、性交=結婚=生殖の三位一体論、自慰やホモセクシュアリティに対する態度、男女共学問題などがどのような形で継承されているのか、という点を中心に、到達点を確認していく。

1. 50年代の性的諸問題

(1) 性病の原因の変化

50年代に入ると、性病の主な原因も強姦や売春問題から、人々の「無知」と「性的無規律（Promiskuität）」の問題へと次第に変化してくる（Linser 1961, Vorwort）。すなわち、売春婦の問題と並んで、軽率な男女関係のあり方がいっそう問題化されてくるのである。

Linser（1961）によれば、売春宿は閉鎖し禁止下に置かれ、売春婦はリストアップされ監視下に置かれた。だが、残念なことはいわゆる隠れた売春の範囲はますます広がっており、今や性病感染者の多数はもはや売春婦で

はなくて、軽率な女性とあらゆる住民層の男性となっている（S. 41）。そしてこの軽率さを刺激するものとして、劣悪な劇場・映画作品、俗悪文学、恥ずかしげもない絵、デカダンスなダンスやアルコール、ニコチン、コーヒー、紅茶がやり玉に挙げられる（S. 6）。

また同時に、性病は、生産力とその発展の見地からも、問題だとされる。すなわち、「性病は創造力の著しい減退となり、人民の力能のかなりの重荷になる。性病はあらゆる建設と進歩を阻むように妨げて、よりよく幸福な生活にとってひじょうに必要な、労働生産性の健康的な展開と増大を妨げる」（S. 7）と。

これに対する対策として、Linserは2つのことを挙げている。1つは、「国民全体に対する強い責任意識への教育」（S. 46）としての性教育である。「青少年は各々の国民の将来を意味するから、まさしく青少年の下で、孤立しておらず調和的にすべての部分を貫流して、教育プログラムに適合している性教育の教授（sexualpädagogische Unterweisung）が行われなければならない」（ebenda.）。もう1つは、早婚の勧めである。「ふつつう人間は家族に愛される。それゆえ正当にも早婚が勧められる。早婚はきわめて確実に性的逸脱をふせぐ」（S. 7）。そしてまた、その際には結婚適格性について医師の診断を受けることが勧められる。「健康な人間のみが1つの婚姻共同体へと結合するべきである。それゆえ望ましいのは、新郎新婦が結婚締結前に、結婚適格性についての医師の診察をうけることである」（S. 47）。

(2) 青少年の性的実態

この時期には、青少年の性的な早熟、「加速化（Akzeleration）」が問題視されてくるようになる（Menzel 1956, Neubert 1956a, Bretschneider 1956など）。例えば、Menzel（1956）は、一般的な「加速化」のメルクマールとして、以下の現象を挙げている。

- ・すでに出産時に、新生児は世紀転換期の頃よりも今日300～500グラム重くなっており、2～3センチ大きく生まれてくる。
- ・歯が生えるのと骨格の安定化が以前の世代よりも早く進んでいる。
- ・30～40年前には身長は17歳で終わっていたのが、今日では14～15歳となっている。
- ・加速化で最も目立つのが、思春期の開始の早期化である。世紀転換期には女子の初経は14～15歳であっ

たのが、今日ではすでに11~12歳で初経が起こるのも珍しくない。男子でも精通がすでに12~13歳で起こっている。

Menzel (1956)によれば、問題なのは、学校を含めて周りの環境がこの性的な加速化を認めようとしないうちにある。すなわち、基礎学校の第7・8学年にいる子どもを相変わらず「学童 (Schulkind)」, 子ども期に属するものと見なし、彼らに対して子どものように振る舞うことを期待しているのである。Menzelは、ここに規律問題の困難さがあると見ている。

では青少年の性をめぐる実態はどうであったのであろうか。これを、性的知識の早期化という視点から明らかにしたのが、Grimm/Rösler (1957)の研究である。彼らは1950~56年に11の基礎学校卒業学年、13~15歳の約250人の女子(ハレの1つの女子クラス、ベルリンの8つの女子クラス)と50人の男子(ベルリンの2つの男子クラス)に対して行った生殖に関する講演、および1949年に行った地区青少年学校の19~25歳の男女受講生との対話のタペの際に、予め匿名で質問を書いてもらった。その結果、9つの女子クラスからは合計789の質問、2つの男子クラスからは46の、青少年受講生からは36の質問が出された。この質問内容を分析した結果が、表1である。

表1によれば、男子と若年成人の質問数が少ない、女子は出産経過、妊娠など子どもの出産と直接関連した質問をしているのに対して、男子の質問は、まず性行

為と受精に向けられ、若年成人では妊娠の認知と予防、性行為に質問が集中している。

この調査を以前の世代の調査(O. Seelingの1925年調査, Max Hodannの1927年調査)と比較したものが、表2である。1925年の調査対象は、ベルリンの労働者居住区にある国民学校上級段階(12~14歳の男女)3クラスであり、1927年の調査は同じくベルリンの国民学校13~14歳の男女である。

表2をみると、以前の世代の質問が身体と性器、自分の性的発達のテーマに集まっているのに対して、1950年代の男女では、自分の性的発達と並んで、重点がもっと妊娠と出産へと移っていることがわかる。また、質問テーマの3~7を広義における性的事象への質問としてひとまとめにしてみると、1925年の女子では18.6%しかないのに、1950/56年女子では33.4%と増えているし、男子でも1927年では25.1%なのに対して、1955年では34.9%と増えている(S. 20-21)。

以上の分析から、Grimm/Rösler (1957)は、「今日性的関心は、一世代前の同年齢段階においてよりもっと発達していること、および性的な質問欲求も全体としてやや早く出てきていること」(S. 27)が仮定されている。そして、この性的知識の早期化の原因として、

多くの家族の別離と解体、住宅難、風紀の乱れを伴った戦争・戦後事情、最近50年にわたる青少年の心身の発達の加速化を挙げている(S. 28)。こうした現状を踏まえて、最後にGrimm/Röslerは性教育の緊急な課

表1 女子、男子、若年成人における質問テーマの割合 (%)

質問	女子 (n=789の質問)	男子 (n=46)	若年成人 (n=36)
1. 身体構造と性器	4.7	13	6
2. 自分の性的発達	16.5	4	11
3. 異性の性的発達	4.1	11	-
4. 受精	11.5	20	11
5. 妊娠の認知と予防	4.4	4	30
6. 性行為	4.9	22	25
7. 性病	8.5	4	8
8. 妊娠	16.6	13	6
9. 出産の経過	20.5	7	-
10. 新生児	8.3	2	3

(出所: Grimm/Rösler 1957, S. 11.)

表2 1925/1927と1950/56の質問テーマの割合 (%)

質問テーマ	1925年女子 質問数 43	1950-56年女子 789	1927年男女 44	1950-56年男女 835
1. 身体構造と性器	5	4.7	25	5.3
2. 自分の性的発達	56	16.5	23	15.8
3. 異性の性的発達	2	4.1	2	4.4
4. 受精	9	11.5	9	11.9
5. 妊娠の認知と予防	-	4.4	-	4.4
6. 性行為	5	4.9	9	5.9
7. 性病	2	8.5	5	8.3
8. 妊娠	7	16.6	-	16.4
9. 出産の経過	5	20.5	16	19.7
10. 新生児	-	8.3	4	7.9
11. 大人の生活	9	-	7	-

(出所: Grimm/Rösler 1957, S. 20.)

題として、以下のことを指摘している。すなわち、「親と教育者は、こうしたコントロールできない影響に先手を打たねばならないし、遅くとも11~12歳で性的成熟が始まるまでに、子どもを作ることや子どもができることに関する自分の子どもの質問に、明確に答えておくべきであろう」(S. 30)と、性的成熟以前に性教育が必要だと指摘している。

2. 性教育の実践——ある論争から

では、この当時学校現場ではどのような性教育の実践が行われていたのでしょうか。ここでは雑誌《Deutsche Lehrerzeitung》誌上で展開された1つの論争を素材しながら、当時の状況を見ておくことにしよう。

(1) Lange の実践

男女の健康な関係への教育

Dresdenの教員Lange(1957a)は、1954/55学年年度の始めに、大都市学校における第5学年の男女混合クラスを引き受けた。その際、「子どもたちを、男子と女子の関係が健康で自然なものに発達するような、よい、学習を楽しむ共同体にしよう」ということを教育の目標にすえた。もちろんそこには「性教育(die sexuelle Erziehung)」も含まれていた。

この学年で最初にLangeは、男子と女子が1つの机に座るといふ新しい席並びを導入した。最初は抵抗があったがすぐになくなった。またクラスのすべての役職も男子1人と女子1人のペアにした。委員長も女子が男子かは関係なく選ばれた。また、第7学年では、「女性(それゆえまた女子)に対する尊重」という教育課題があった。それは男子に家事が価値ある職業だということを認識させることであった。この中で、男子は、第7学年で突然始まる、体操科での男女別習を理解した。こうした一連の教育には、「よき共同体への教育、男子と女子の健康・健全な関係への教育」というねらいがあった。

生物の授業における性教育

以上の教育と並行して、Langeは生物の授業での性教育に取り組んでいる。その実践でLangeが確認したことは、「性教育に関しては、クラス担任自身がこの教科で授業するならば、それはとくに価値があるということ」である。また、その際Langeは「すべての生物学的な問いにはまったくオープンさを」ということを自分の原

則にしていた。具体的には、第5学年では、植物の受精過程から動物へと移り、動物の誕生過程が学ばれた。ここでは絵本「わたしたちのひよこ」が利用されたりした。第6学年では、映画「マスの養殖」(マスの産卵と受精)が上映された。「こうした生物学的事実と同様に性教育の本質的な構成要素である」。

大いなる秘密への質問——子どもの出自

第7学年で、子どもがどう生まれるのかという子どもの起源に関する質問が出された。Langeは、「親が自分の子どもとこのことについて話すことがもっともうまくできる」と考えていたが、この質問に対しては、言い逃れせずにこう答えた。

「なぜ魚に中脳がよくつくられているのかを、今私が君たちに話しても、君たちはこれを理解しないだろう。翌学年に、われわれは動物と人間の神経系について話します。それから君たちは感覚神経と運動神経の関連も経験します。これによって魚の中脳のサイズが決まります。まったく似た理由から、私は子どもの出自への質問にもなお数時間とっておきます。私は、君たちがこの事象をきちんと理解するのを望みます。これについては、われわれは生物の授業で最初にいくつかの他のことについて話します」。

その後に親の夕べの会(Elternabend)が開かれた。親の3分の2がこの啓発をLangeに引き受けてくれるようお願いし求めてきた。「私たちはそれに自信がありません。あなたは生物の授業で始めた仕事を続けてください。この事柄は私たちにはきわめてデリケートです」。この申し出をLangeは受けたが、その際Langeは、女子と男子を分けないこと、女子と男子は互いに付き合うことを学ばねばならないことを明言している。これには、すべての親が賛成してくれた。そして最後に、Langeと親は、質問が出れば受精についても話すということで意見が一致した。翌日には、この結果がここに来なかった2人の親にも知らされた。

受精と胎児の発達の授業

こうして、親の同意にもとづいて、子どもの出自に関する授業が行われることになった。Langeは、受精卵と胎児の発達を述べる前に、女性の内性器を説明している。その際のLangeの重点は、「女性、女子に対する尊重」にあった。「男子は妊婦がどのようなとてつもない

仕事をなしているかを認識しなければならなかった」のである。また、クラスの多くのものはおそらくはじめて、すべての器官と事象についての、正しいきちんとした表現を聞くことになった。母胎内での発達の描写後に、出産過程も話されている。

その後、ある1人の女子から「でもいったいどうして受精に至るの?」という質問が出された。そこで Lange は、精子が卵管へと旅していき、精子の1つが卵子と融合することを、言葉を選びつつ説明している。

Lange の考えでは、生物学的成熟と心理学的成熟との違いは13歳の子にはまったく理解されえないし、性的愛的な(erotisch)要素が彼らにはまだ欠けているが、14歳か15歳になれば、彼らにはその備えができていなければならない。

教員間の反応

こうしたオープンな話し合いによって、「男子と女子の関係が悪化させられることがあるのか?他のクラスに対する影響は?こうした啓発は個々の子どもに不利益をもたらすのか?」という不安があるし、たくさんの悲観論者がいる。でも「何も起こっていない」。しかし、同僚の間には Lange の方法に対するまったくの賛成からラディカルな拒否まで、あらゆる見解が主張されている。その際、この年齢やそれよりも若い年齢の子どもをもっている同僚からは賛成されているし、また生物の教員の間では、Lange の考えはとくに広く流布しているという。

(2) Lange 実践に対する Wolf の批判

Oschatz の教員 Wolf (1957) は Lange の実践に対して、自分のクラスでの経験から批判を向けている。

男女同席に対する子どもからの批判

その批判の1つは、Lange が男女共学に関して「危険 No. 1」を冒しているというものである。Wolf 自身もクラスをもち、第5学年から男子と女子とのとらわれない関係を目指して、男女を1つの机に座らせた。しかし、時々幾人かの子どもが席並びを替えてほしいと迫ってきたし、男子と女子と一緒に活動させたり遊ばせたりさせても、たいていは長続きしなかった。こうした自身の経験から、Wolf は「いったい両性が共同で行なう活動がたくさんあるとしても、例えば遊びでは、両性の傾

向にはかなりの差異がある」と結論付けている。とくに、思春期の始めには、うまくゆかない。「女性が成熟する時期には、それゆえ第7・8学年には、私は、1人で座りたいという女子の願いに、遅かれ早かれ負けた」。こうして、Wolf は、男子と女子の共同生活がどの学校においても自明になっているとは到底思いつくことができないと言う。

第7学年での性的啓発に対する批判

もう1つの批判点は、第7学年の子どもに対する性的啓発は早すぎるというものである。

Wolf は、第7学年の子どもに十分な性的啓発を与えようという Lange の要求に反対している。それは、Wolf 自身のこれまでの体験と当時13歳の子どもの発言からすると、いくら知識を与えても、その年齢の子どもは性的行為について思い浮かべることができないという見解による。Wolf によれば、それは子どもの心理の可能性のせいである。「この出来事は子どもには吐き気を催させ、実際その子には卑劣な行為に思われる。つまりこの出来事を倫理的なものとして理解するために、ある人はこの出来事を感情の側からも理解することができるが、この年齢の子どもではそうはいかない。この理由から、同僚の Lange がやったことは、まったくただ言葉のノーマルな意味での時期尚早(Verfrühung)である」。

こうして、Wolf は「性的啓発は決して基礎学校ではあってはならない」と結論付けるのだが、その際 Wolf はソ連の教育学を引き合いに出している。

Makarenko (「子どもの教育についての講演」において)と Jessipow (「教育学」において)は、同僚の Lange の大それた行為を一致して非難する。彼らは同様に、伝達される知識は子どもには余計なものであり役に立たないこと、逆にそれは、時期がまだ到来していない性体験を結果とするようなファンタジーの遊びを呼び覚ますであろうことを確認している。子どもの性的問題を戦術的な技巧で避けるべきであり、これに対する時期尚早な関心を正しい生活の仕方、ノーマルな負荷、正しく組織された身体訓練によって、抑圧すべきである。性的成熟が始まった時によりやく、私見では啓発が始められてよいばかりではなく、始められるべきであって、けっして基礎学校では、第7学年

では始められるべきではない。

(3) Lange の反論

この Wolf の 基礎学校・性教育無用論 に対して、Lange (1957b) は「何でも隠したがるのは本末転倒だ」と反論している。

まず Lange は、最近の性的事件——14～15歳のベルリンの男子の群れによる14歳の女子への強姦、基礎学校の第6～8学年の3人の女子と3人の男子が放課後性交をした出来事——を例として挙げて、彼らの誰もがそれまで性的問題について聞いたことがなかったのに、それでも Wolf は Makarenko と Jessipow を引き合いに出して、「これらの子どもには性的啓発はまったく余計で役に立たないとまじめに思っているのか？」と批判している。Lange は、この時期には女子も男子も何が自分に起こっており、どう振舞うべきかを知っているべきだと考えるのである。

性愛的な要素は子どもにはおよそ14歳ごろに育ってくる。しかしその時、彼らは、何が自分に起こっており、したがってどう振舞うべきかを知るぐらいには、すべての事柄において初歩的なことを教えられていなければならない。とくに女子では、初体験が全人生にとって意味を持ちうるような解消し得ない印象を残す。私たちの成熟しつつある女子をいやな驚きから守り続けようとするれば、彼女たちは、受精がどのようにして起こるかをも知っていなければならない。

次に、Lange は、基礎学校での性教育を時期尚早だとする Wolf の見解に、早熟化現象を引き合いに出しつつ反論し、幼児期から性教育を始める必要性を主張している。すでに第6学年で、何人かの女子では月経が始まっているし、Oschatz のような場所ですら、13歳のたいていの子どもはもう街で下品で不完全な仕方で「啓発されて」いる。だから、子どもが、その知識の穴を埋めるために親や教員のところに来たら、ためらわずに答えなければならぬ。これによってはじめて以前にはあった吐き気いやらしいという気持ちがなくなる。むしろ、「3歳からのきちんとした性教育では、男女の性的関係はけっしていやらしいものとはとらえられない」のである（なお、子どもの心理が自然事象についての知識では傷つけないことを、Lange は産婦人科医の Bretschneider の

著書《Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig》をあげ、その同僚の多くの意見を代表しているとしている)。「それゆえ私の要求は、すでに幼児から性教育を始めることである。性的啓発はだが性教育の一部でしかないし、性教育は普通教育の一部でしかない」。

3つ目の批判は、Wolf が Makarenko や Jessipow らのソ連教育学を引き合いに出すだけで、ドイツの事情を考慮していない点である。そこで Lange は緊急にこの領域での専門家であるドイツの科学者の著作を勧めるとして、以下の著作を挙げ、読むよう勧めている。とくに Neubert の著作は教員の「必読文献 (Pflichtliteratur)」だとしている。

- ・ Neubert, R.: Woher kommen die Kinder. Gedanken zum Problem der Sexualpädagogik.
- ・ Bretschneider, Wolfgang: Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig.

(4) 論争のまとめ

以上の論争からでも、この時期の性教育に関してどのような議論が行われていたかを読み取ることができる。1つは、性教育での男女共学に関わる論争である。この点については、次にあらためて取り上げることにするが、男女同席にすることや性教育を男女別で行うのか男女共同であるかが問題となっていたのである。

第2に、子どものどの年齢段階で性教育を行うべきかをめぐって論争がなされている。すなわち、早くから性教育を進めるべきか、あるいは基礎学校期では時期尚早なのかをめぐって論争がなされている。またこれに関連して、性教育の方法をめぐっても、教員の間では意見がまとまっていない。

ただし、第3に、性教育が生物の授業と関連づけられて行われたりしており、生物の教員の間では性教育の必要性が自覚化されている。

第4に、性教育の担い手に関わる問題がある。誰がまずもって性教育の責任を担うのか、教員なのか親なのかという問題である。また教員が性教育を進めるにあたって、親との連携をどう進めるのかという問題もある。

最後に、この当時はまだ、性教育にもソ連教育学の影響が見られ、まだ性教育理論として独自の展開をなしえていないのではないかと、という問題がある（この点については、節を立てて、後述する）。

3. 戦後の男女共学問題

今見たように、性教育においても男女共同の授業がいいのかそれとも男女別の授業がいいのかについて、議論があった。そこで、ここで男女共学がDDRではどのような形で議論され導入されたのかを見ておくことにする。

たしかに一般的には、DDRではドイツ連邦共和国(以下BRD)よりも早く、戦後1945年に男女共学が導入されたとされている。しかし、これは事実としては必ずしも正確ではないし、ことはさほど単純ではなかった。50年代までは男女共学をめぐるさまざまな論争があったし、DDR全体で男女共学が実現したのは50年代終わりのことであった⁽¹⁾。

(1) 学校民主化法と男女共学

戦後間もなくの1946年に出された「ドイツ学校民主化法(Gesetz zur Demokratisierung der deutschen Schule)」(1946.6.12施行)では、第1条「ドイツの学校の目的と任務」で、「ドイツの民主的学校は、青少年を自主的に思考し責任を自覚して行動する人間に教育し、彼らが人民の共同社会のために積極的に尽力する能力と用意のあるように育てなければならない。学校は、文化の伝達者として、青少年をナチスの・軍国主義的見解から解放し、諸国民の平和的・友好的共存の精神と真の民主主義の精神にもとづいて、青少年を真のヒューマニズムへ訓育する任務をもつ。学校は、社会的要請にもとづきつつ、すべての青少年に対し、財産・信仰・出所の別なく、彼らの傾向・能力にふさわしい価値ある教育(Ausbildung)を与えるだろう」とされている。しかし、注意深く見ると、「財産・信仰・出所の別なく」とはあるにしても、性別の問題は、ここには採り入れられていない。

また第2条「学校機関(Schulträger)と学校形態」において、「公教育制度の形態は、女子と男子にとって平等な、有機的に組織された民主主義的学校システム、つまり民主的統一学校である」とされている。しかし、必ずしも「男女共学」について述べられているわけではなかった。

たしかに、ドイツ人民教育中央管理局(die Deutsche Zentralverwaltung für Volksbildung)の当時の局長であったPaul Wandelは1947年3月のコメントにおいて、学校に関連した性役割の扱いに対して、次のような意見を発表している。「女性と男性は学校教育にもとづ

いて全く平等な可能性を得る(得なければならぬ)」、「それゆえ、女性が本来家庭向きに考えられていると始めから言うようなものは何も学校にはあっては(ならず)、基礎学校、上級学校における教育全体は、女性と男性にとって平等な発達が確保されるように、行われねばならない」(Kemnitz 1999, S. 85より引用)。ただし、これで男女共学のことを考えていたわけではなかった。逆に、すでに「男子上級学校と女子の上級学校の男女共学上級学校への合併」に至ったことを、Paul Wandelは1946年8月には性急な措置だ、学校改革の実施の際の1つの「誤り」だとすら呼んでいたのである(ibid., S. 85)。

ところでこの時期、Brandt(1947)は、性の節制という問題と絡んで、男女共学の意義を強調していた。Brandtは20歳までの節制は一般的に勧められてもよいが、だからといって男女間の身近な交際も禁止すべきではないとして、男女の共同教育(男女共学)の意義を次のように述べている。

これ(男女間の身近な交際の禁止——引用者)は馬鹿げたことであろう、第1に、模範児童以外の誰もこんな禁止を尊重しないであろうし、第2に、無害な種類の男女間の早期の交際は性格形成にとって計り知れない価値があるからである。それゆえ最近再び出されている、学校における男子と女子の共同教育への要求もまったく支援されうるものである。(S. 41)

その後DDRでは、1952年7月23日の「ドイツ民主共和国の州における国家機関の構成と活動方法をさらに民主化するための法律(Gesetz über die weitere Demokratisierung des Aufbaus und der Arbeitsweise der staatlichen Organe in den Ländern der Deutschen Demokratischen Republik)」(<http://www.documentarchiv.de/>)にもとづいて、それまでの5州からなる連邦国家から単一国家となり、地方行政機構は、県(Bezirk)、郡(Kreis)、町村(Gemeinde)から構成されることになった(久野勝1956および山田晟1981、参照)。しかし、この新たにつくられた県は、それまでの諸州の文化高権に依拠してまだある程度の自己決定権をもっていたので、男女共学に対しても異なる態度をとっていた。「いくつかの州は男女共学を行政的に導入し、男女共学を形式的に実施したのに、他の州は、もともとは同じように男女共学を確定していたが、男女共学を再

び廃止したりした」。そこで「このごたごたを避けるために、実践に関しては、学校においては大体において、親の意志と教員の確信が最もよく許すような態度を取るといふ暗黙の合意が支配していた」(Kemnitz 1999, S. 86) という。こうして男女共学の取り扱いがDDR全体としてまとまっていたわけではなく、県ごとに対応が異なっていたのである。

また1948年6月1日付で発効した大ベルリンの学校法(Schulgesetz für Groß-Berlin)では、その第11条で「授業は両性にとって、授業の特殊性が別習を必要としない限りで、共同とする」とされ、男女共学が原則とされた(Schulgesetz für Groß-Berlin. Beschlossen in der Stadtverordnetenversammlung am 13. November 1947, bestätigt von der Alliierten Kommandantur am 22. Juni 1948. In: MONUMENTA PAEDAGOGICA, Bd. VI, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin 1970, S. 263-268.)。例外は体操と女子のみに義務付けられていた裁縫の授業だけであった(Kemnitz 1999, S. 85)。しかも、ベルリンのような都市では、男女別の授業や共学の実践は時には、学校ごとでも異なっていた。いくつかの学校の中には、男子クラス・女子クラスや混合クラスもあったという(ibid., S. 87)

1955/56学年度でみると、男女別の学校とクラスの割合は全体としてはすでにごくわずかであったが、ポツダム県では3つの男子校と4つの女子校、764の男女共学校があり、1学年から8学年まででは、2890の共学クラスとならんで、257の男子クラスと253の女子クラスがあった。またベルリンでは、2684の共学クラスとならんで、なお25の男子クラスと17の女子クラスがあったが、たいていのクラスは6~8時間で別修が行われたという(ibid., S. 87) 結局、DDR全体でようやく男女共学が実現されたのは、50年代終わりであった(ibid., S. 86)。

(2) 男女共学をめぐる論争

ところで、DDRの雑誌《Deutsche Lehrerzeitung》Nr. 24 (1954年6月30日付)の記事(Melnikow 1954)で、ソ連における男女共学の論争が紹介され、約1ヵ月後のNr. 31 (1954年7月21日)でソ連閣僚評議会で男女共学導入の決定が知らされた(Ministerrat der UDSSR 1954)。すなわち、新しい教授プランで新学年からは、第1学年から第9学年まで「男子と女子の共同

授業(男女共学)」が導入されることになったのである(ただし、第10学年では別修が維持された)。これが、DDRの教員・教育者の読者の間に男女共学をめぐる論争を引き起こすことになった(Für und wider die Koedukation. 1954)。

先に述べたように、県レベルや学校内でも男女共学の取り扱いが異なっていたために、これらの記事が大きな驚きをもって迎えられた。しかも、ソ連での男女共学とその歴史については、DDRの教員たちはほとんど知っていなかったもので、なおさらであった。ソ連は1918年に男女共学(共同授業)の導入を定めたが、しかし1943年以来モスクワ、キーフ、ミンスクやレニングラードといった大都市では再び廃止されていた。ソ連をモデルとみなしていたDDRの教員の間では、この事実はそれまでほとんど公然とは知られていなかったもので、ソ連における男女共学の「再導入」の記事は教員の間で困惑を招き、これがDDRにおける男女共学の扱いに関する論争を引き寄せる1つの原因となったのである(Kemnitz 1999, S. 87)。

さて、ソ連教育科学アカデミー副会長のMelnikowの記事の基調は、次のようなものであった。すなわち、重要な心理的カテゴリー(意志、注意力、記憶等)での男女差がないし、経験的にも男女別授業をしている学校の教育の方が大きな困難を抱えている。また男女の青少年の訓育・陶冶の目標と任務は統一的であり、ソ連では統一的な教授プランと教科書が使われており、こうした統一的な授業システムを別習の授業は損なうことになる。それゆえ別習は廃止されるべきである。

Nr. 36には5人の読者の投稿が載せられている。すなわち Bautzen・レッシング(基礎)学校教育会議*「男女共学で規律がよくなる」(Der pädagogische Rat der Lessingschule Bautzen), Rolf Müller(Dresdenの基礎学校教員)「その時期はまだ来ていない」、Kurt Evermann(Berlin中央の基礎学校の親)「男女共学でないほうが規律は良くなる」、Lotte Schäfer(Rogätzの基礎学校教員)「男子と女子の良い関係」、Ch. Schlorke(Mittweidaにある若き技術者施設**Station Junger Technikerの職員)「人為的な別習をなくそう」の5つで、男女共学賛成は、反対は、であり、は時期尚早論となっている。それぞれの記事を見ておこう。

* 校長に助言できる、月に一度行われる全教員の会議 (Wolf 2000, S. 165).

** ピオニール組織や自由ドイツ青年団によって運営され、生徒が授業外で専門家のもとで技術・自然科学クラブで活動する施設のこと (ibid., S. 218).

は、Melnikow の記事を歓迎している。Bautzen・レッシング学校の教員は、数年来、これまでの純粋男子校が男女共学の導入によって共学校になるように闘ってきた。これによって規律の困難を取り除くことがもっと容易になさるうであろうし文化活動やピオニール活動の展開ももっと多面的になるだろうと考えたからである。しかし、「これまでこの種の提案は、内閣によって、ソ連の科学者たちが男女共学から生じる諸問題におお取り組んでおり、ソ連にも別学校が多数あるという理由で拒否されてきた」という。「われわれの願いは、われわれが第1~4学年において [男女クラスの] 統合を完成することができるように、できるだけ速やかにわれわれのところでも男女共学導入の措置が——だが遅くとも1955/56 学年度には——決議されること、である」 ([] 内は筆者の補充)。

は男女共学の導入は時期尚早だという。この学校では、数年前に男女共学をめぐる熱い議論がなされた後に、純粋な男子・女子クラスが混合クラスに変えられた。ところが、今日再び別学クラスとなり、新入生は再び男子クラスや女子クラスに入れられているという。こうした変更の理由の1例として、第5学年の4クラスを混合にした例が紹介されている。それによると、特にこのクラスの2つで、教員と親は、男子のひどい規律のなさ、年のいった男女生徒の厚かましい一部は不快なふるまい、成績の目に見える後退、および、卑猥なメモ書きのある紙きれが頻りに回されることについて苦情を言っていた。一連の措置をとったけれどもうまくゆかなかったため、これらのクラスが純粋な男子・女子クラスへと分けられた。2つの男子クラスの指導を引き受けたのは、この学年段階の2人の最良の教員であった。その後男子の規律はその後目に見えて改善され、女子では、成績傾向が目立って高まったという。

この事例から、時期尚早の理由が挙げられている。1つには、男女共学の成功はとりわけ教員の人格にかかっており、教員の質が問題となる。第2は、家庭の協力が得られていない問題である。投稿者によれば、「わが共和国ではソ連とは反対に、混合クラスでのとくに困難な

教員の教育労働を、無条件に必要であるだけ支援する家庭がまだわれわれにない」。そして3つめは、男子と女子の発達の違いについての教育学研究が遅れているという問題である。過去数年ドイツ語、歴史、物理、化学の教科で、ある学年段階の男子クラスと女子クラスで授業してきたが、現実の授業の成果を得るには、しばしば女子クラスでは、男子クラスでとは本質的に違った方法を用いなければならなかったという。こうした経験は、「われわれのところでは男女共学の一般的導入の時期は、社会的発展の現段階ではまだ来ていない」ことを示している。男女共学の実現にアプローチできる以前に、男女の発達の違いに関する大規模な教育学研究がなお行われねばならない。

のベルリン中央の第6基礎学校では、親の集会で子どもたちの規律のなさが問題とされた。男子と女子で殴り合いしない日はないくらいであった。この原因は、男子と女子がクラスと一緒に授業を受けているせいだということで、多くの親は男女別クラスになるのを望んでいる。校長も男女別にするに教育上の長所を見ており、その理由として、男子を女子とは別な仕方でも扱うことができること、女子の教え方がつねに男子でも正しいやり方とはいえないことを挙げている。投稿者自身は一般的には男女共学の導入にも廃止にも賛成ではないが、ベルリン中央地区では廃止の方が適切だと考えている。

の投稿者は、かつては男女別クラスを望んでいたが、今では男女の親切で開放的で同志的な関係を男女共学の成果だと見ている。

は、この施設での男女の助け合いの観察から、かつてのような純粋な男女別クラスのような人為的なバリアを築くことに反対している。「学校、家庭とピオニール組織は共同で作業している (.....)。われわれが子どもを再び人為的に分けるならば、学校は男女の共同的教育の問題で孤立する」。

このように、50年代半ばには、男子の無規律の問題や男女の発達の違いに関する教育学研究の遅れ、家庭の協力がいないことなどを理由に、まだ男女共学の導入に合意するには至っていない状況があった。

(3) 男女同席をめぐる

ところで、この時期には、男女共学問題の扱いにおいて、すでに見たように、男女を同席させるか否かは、重要な問題の1つになっていた。Heilbock (1959) によ

ると、50年代に男女共学の賛成者にあつては、男子と女子が1つの腰掛に座る「混合の席並び」といった措置が高く評価された。この「混合の席並び」は次のように実践家によって根拠付けられ宣伝された。彼らは、男女共学を相互尊重への教育だと教授学的に翻訳し、それで男子と女子が並んで座ることを強制し、この措置をすべての「この種の措置に対する異議と抵抗」に対して擁護した。その後は、確信を持って、教育労働の「重要でなくはない成功」は、「若い人々が学校でどのようにその場所を占めるのか、つまり男女に分かれて並ぶのか、腰掛でだけ分かれるが列内では混合とするのか、あるいはさらに男子と女子が並んで1つの腰掛に座るのかどうか」ということにあるとされた (Heilbock 1959, なお Kemnitz 1999, S.89 も参照)。

こうして多くの学級で「男女混合の席並び」が導入されてくるが、それは、Heilbock (1959) によれば、以下のような理由があつた。男女共学はわれわれの教育原則の1つであり、それを一言で言い表せば、「日々の生活で、仕事で、余暇で、そして家族で、男性と女性、男子と女子は尊重を持って互いに出会うべきである」というものであつた。ところが、こうした異性に対する高い倫理的態度はまだできていないので、席や列の並びを男女混合にするかどうか、教育活動にとって焦点になつたというのである。

そして、今では基礎クラスでは最初の日から混合の席並びを導入することが、ほとんどすでに伝統になっている。しかし、Heilbock (1959) によると、混合の席並びは、男子と女子を正しい道へと導くための多くの措置の間の1つでしかありえないから、クラスでの男女共同は、例えば、共同の遊びやダンス、ハイキングや長期の徒歩旅行、何よりも男女共同で解決される課題の分け与えなどでなされてはじめて、成功することになる。

その後、1959年12月2日の「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」を経て、10年制普通教育総合技術上級学校で総合技術教育が男女必修とされるなかで、男女共学問題は新たな様相を示すことになる (Kemnitz 1999, S. 90-92)。

4. ソ連教育学の影響

Bach (1991a) によれば、50年代はじめに、心理学者 Heinz Grassel と Hans Hiebsch, 教育学者 Rolf Borrmann ならびに社会衛生学者 Rudolf Neubert,

Elfriede Paul は、性教育学の試行を討論に付したが、これらの試行はまだためらいがちにしか受け入れられなかった。しかしその一方で、性教育への刺激を与えてくれたのは、スウェーデンの性教育ハンドブックや、プレーメン、ハンブルク、西ベルリンでの性教育の試みであつたし、また Lenin の Clara Zetkin との対話や Makarenko の著作も反響を呼んでいたという (S. 229)。

Hiebsch (1956) は、Schelsky (1955) への論評をしながら、当時の DDR における性教育の研究状況を次のように述べている。

ある時代におけるある問題に関する文献の量を、この問題がその時代にいかに切迫したものであるかの尺度とみなしうるとすれば、そこから、われわれのところでは性的・性教育学的問題はほとんど存在しない、と結論づけざるをえないであろう。キリスト教の側からのいくつかの教化・教授的な著作と、感覚の細やかな、生活の知恵で満たされた、「子どもの教育の講演」における Makarenko の思想を除けば、われわれのところには真空状態 (Vakuum) がある。だが、青少年保護司の経験は今日われわれの問題が抱えている切実さ (Aktualität) を証言している。それに加えて、われわれは一般的にこの問題に対する職業教育者と親の著しい不安を述べることができる (S. 312)。

こうした性教育理論の空洞化と教育者の不安という状況の下で、当時の性教育理論に影響を及ぼしていたのが、ソ連の教育学の理論、とりわけ Lenin の「一杯の水」理論に対する批判および Makarenko の (性) 教育理論などであつた。しかも、戦後の第4回教育者会議 (1949年) が改革教育学の克服を目指し、教員にソ連の社会主義教育学の経験と成果を学ぶように呼びかけて以降、DDR の教育学者たちはソ連教育学を受容していたから、なおさらソ連の教育学の影響を強く受けることになった (Autorenkollektiv 1960 = 1962, p. 389, 408)。当時、次のようなソ連の教育学の教本がドイツ語に翻訳されたりしていた。

- Jessipow, B. P./ Gontscharow, N. K.: Pädagogik, Lehrbuch für pädagogische Lehranstalten aus der Päd. Reihe Erziehungswissenschaft des Auslandes. Volk und Wissen, Berlin/ Leipzig, 1948.
- Ogorodnikow, I. T./ Schimbirjew, P. N.: Lehr-

buch der Pädagogik. Volk und Wissen, Berlin, Leipzig, 1949.

その上、DDR ではスターリン批判がきちんとなされなかったことも、こうした状況にいつその拍車をかけたと言えよう。Weber (1988 = 1991) によれば、1949 年以降、DDR はソ連モデルを導入していくが、その進行とともにスターリンに対する個人崇拜も進められていった。1949 年 12 月のスターリンの 70 歳の誕生日に際して、SED はスターリンの個人崇拜を展開し、スターリンを「ドイツ労働運動の偉大な指導者そしてドイツ人民の最良の友」と見なした (p. 57-58)。また 1951 年 6 月 23・24 日には、SED はスターリンの思想を学ぶために、言語学に関する論文をめぐる討論会を開催している。その「開会の辞」で Kurt Hagel 中央宣伝部長は、「同志スターリンの著作は、創造的マルクス主義の傑作であり、科学の発展における一つの新たな、より高い段階を示すもの」であり、「労働者階級のマルクス・レーニン主義党の世界観と理論である弁証法的唯物論と史的唯物論は、この労作によって、新たな認識でゆたかにされ、いつそう発展させられた」(ドイツ統一社会党中央委員会編 1954, p. 14) と、スターリンを賛美している。「結語」でも、Fred Elsner は「同志スターリンの天才的学説」(p. 311) とまで、スターリンを絶賛しているのである。

そして、SED は 1952 年の第 2 回党協議会以降、「イデオロギー闘争」を前面に押し出し、「偉大なスターリン同志の著作」の学習を徹底的に行うべきだとした。その第 2 回党協議会での結語はこう結ばれていた。「我々は勝利するだろう。なぜなら、偉大なスターリンが我々を導いているからだ！」(Weber 1988 = 1991, p. 70)。

翌 1953 年にスターリンが死去するが、1954 年の SED 第 4 回党大会で採択された「党規約」の前文においても、「ドイツ社会主義統一党は、ソ同盟共産党および、マルクス、エンゲルス、レーニンおよびスターリンの教えにしたがって、共同の事業のために、平和と民族独立と民主主義と社会主義のためにたたかっている、その他すべての共産党および労働者党との兄弟的な結びつきを強化する」(ドイツ社会統一党編 1954, p. 71) と述べている。

3 年後の 1956 年 2 月のソ連共産党第 20 回大会で、フルシチョフがスターリン批判を行った。たしかに、DDR ではその後すぐに、SED の書記長 Ulbricht は 1956 年 3 月 4 日付の党機関紙《Neues Deutschland》

で「マルクス主義の古典にスターリンは数えられない」と述べて、表面上はスターリン主義からの転向を行いはした。しかし、理論的にも実践的にもスターリン主義がきちんと総括されたわけではなかった。逆に Ulbricht に反対し非スターリン化を求める反対派は弾圧され、「社会主義統一党指導部は巧妙に、スターリン主義の問題を扱うこと自体を回避し、代わりに経済問題に取り組んだ」(Weber 1988 = 1991, p. 83) ののである。これがいわゆる「新コース」である⁽²⁾。

では、実際にソ連の性教育理論はどのような影響を DDR の性教育理論に及ぼしていたのか。以下では、まず Lenin の性理論と Makarenko の(性)教育論を取り上げ、その上でそれらが DDR の性教育者たちにどのような影響を及ぼしていたかをみておく。

(1) Lenin の性理論

Lenin は 1920 年初秋の Zetkin との対話の中で、ドイツの女性同志たちの間や青年運動の間で性問題・結婚問題が主要な議論になっていることに対して懸念を表明している。Zetkin がドイツでは「人間と人間のあらたな関係と態度の萌芽がみられる」として、性問題の意義を強調するのに対して、Lenin はそれは「不十分な、非マルクス主義的な扱い」であり、「大きな社会的問題が性問題の一部、付属物」(Zetkin 1957, S. 68, 邦訳 p. 132) になっていると批判する。というのも Lenin にあっては、「それ(プロレタリア革命——引用者)が結婚・性関係の必要な改革のための基礎をも作り出す」のであるから、「今は、同志、労働人民の女性のすべての思想がプロレタリア革命に向けられねばならない」(ebenda.) とされるからである。

Lenin の「一杯の水論」批判

Lenin がその対話の中で具体的に取り上げ批判しているもの、それが有名な「一杯の水 (Glas-Wasser-Theorie) 論」(S. 72, 邦訳 p. 136) である。この理論は『』が主張したとされる「自由恋愛」論を指すと一般に言われたりしている。しかし、彼女の主張はいわゆる「自由恋愛」論とは質的に異なるものであった(ここでは触れることができないが、さしあたり杉山秀子 2001, 参照)。その点で Lenin が批判しているのは、当時のマルクス主義者の一部の間で曲解されていた『』の性理論であろう。

Leninによれば、「一杯の水論」とは、「共産主義社会では、性的衝動生活、愛情の欲望を満たすのは、「一杯の水をのむ」ように簡単で些細なものであるという有名な理論」(ibid., S. 72, 邦訳 p. 136) のことであり、これが青年を気遣いじみたものにしていているという。Leninの批判は対話のなかでのこともあり、まとまりに欠けているが、それをあえてまとめれば次のようになる。

第1は、「一杯の水論」では、セクシュアリティ、すなわち男女相互の関係が、「社会の経済と、生理学的観察によって頭のなかで切りはなされた肉体的欲望とのあいだの、相互作用の表現」(S. 73, 邦訳 p. 136) に還元されているということである。性が性欲の充足に還元され、しかもそれが共産主義という経済状態と短絡的に結びつけられているというのである。第2に、「一杯の水論」では、「社会的側面」が無視されている。すなわち、「恋愛には2つの生命が必要であり、そして第3の新しい生命が生じ、ここに、「社会の利害、共同体に対する義務」(ebenda.)があるのに、それが個人的な事柄として無視されるということである。もっとも、Leninは「禁欲(Askese)」を勧めてはいない。共産主義は禁欲主義ではなく、「生きる喜び、生きる力を、みちたりた愛の生活をつうじてのそれ」(S. 74, 邦訳 p. 137) を与えたと考えている。

LeninのFreud批判

もう1つLeninの性理論で重要なのは、Freud批判である。LeninはFreudの性理論を2つの点で批判する。第1に、Freud理論はすべての問題を性的問題へと還元してしまっている。「インドの聖者が自分のへそばかりながめているように、いつも性問題ばかり見つめている人々を、私は信用しません」(S. 65f., 邦訳 p. 130)。第2に、Freud理論が結局はブルジョア道徳の擁護になっている。「私の考えでは、大部分が仮説で、ときにはまったく恣意的な仮説であるこうした性理論の蔓延は、個人的な欲求から、つまり自分の変態的な性生活ないしは肥大した性生活をブルジョア道徳にたいして正当化し、それを大目に見てもらおうとする欲求から生まれたものです。ブルジョア道徳に対するこの覆面をした敬意は、性的なものをひっかけ回すのと同じく、私には不快です」(S. 66, 邦訳 p. 130)。

(2) Leninの性理論の受容

以上のLeninの性理論が、当時のDDRでは鵜呑みにされて受容されている。まず「一杯の水論」批判が、DDRでは1950年代当時のいわゆる自由恋愛論(これについては後述)を批判するために、引き合いに出される。例えば、当時性教育で著名であったNeubert(1956c)は、避妊具を用いた享楽としての性交はアメリカやスウェーデンなどで広がっており、避妊具は青少年のためにあるという意見があるが、これは少なくとも1000年の後退であることを、Leninの「一杯の水論」を引き合いに出しながら批判している(S. 150)。

また、その後すぐにマグデブルク医学アカデミー-社会衛生研究所の所長になるPaul(1956)も、「性生活の問題に関する知識伝達には、医学的教材のほかに、今日概念と状態の社会科学的な説明が組み込まれねばならない」(S. 287)、「すべてを性衝動からのみ導き出そうとするように、人間の性問題を描くことは誤りである」(S. 288)として、Leninの「一杯の水論」批判の次の文章を引用している(ebenda.)。「むろん、湯きはいやされるでしょう。しかし、ノーマルな人間は、ノーマルな条件のもとでは、道路のぬかるみに這いつくばって水たまりで飲むでしょうか、あるいはまた、ふちが多くの人の唇でよごれたコップで水を飲むでしょうか？」(Zetkin 1957, S. 73, 邦訳 p. 136)。

Paulはまた、DDRにおける敵対的な資本主義から社会主義への社会的移行期の今日、男女関係の今日的形態に関してLeninが言ったことがあてはまるとして、次の文章を引用している。

戦争の影響と革命の勃発という雰囲気の中で、社会の変わりつつある経済的基礎の上で、古いイデオロギーの価値は崩壊しその拘束力を失っています。新しい価値は闘争のあいだにゆっくり結晶しつつあります。人間と人間との関係、男女間においても、感情と思想が変革しています。個々人の権利と全体の権利、それゆえ個々人の義務とのあいだに、新しい境界線が設けられています。事態はまだまったく混沌とした発酵状態にあります。方向は、すなわちさまざまの矛盾し合う傾向のなかにある発展の力は、まだはっきりとは出てきていません。それは、消滅と生成との緩慢な、ときには苦痛にみちた過程です。性的関係、結婚、家族の領域においてこそ、そうです。離婚の困難、男子

には自由、女子には奴隷化を伴うブルジョアの結婚の退廃と墮落と不潔、性道徳と性関係の吐き気を催す偽善は、きわめて精神的に活発ですぐれた人々に深い嫌悪の念をいだかせます (Zetkin 1957, S. 70-71, 邦訳 p. 134).

さらに、それに関連して深層心理学、とくに Freud の精神分析論を批判するなかで、先の Lenin の Freud 批判を引用している (S. 288)⁽³⁾.

(3) Makarenko 思想の影響

この時期には Makarenko の性教育理論も盛んに引き合いに出されている。Makarenko の家庭と性教育の理論や、彼の幸福概念、あるいは彼の集団教育論が DDR での性教育理論の理論的な基礎とされていたのである。では Makarenko の性教育理論の特徴はどのようなものなのか。

性教育の教育全般への還元

Makarenko の性教育理論の特徴は、第 1 に、もっぱら家庭での性教育を問題にしていることにある。しかも、その性教育も家庭での教育一般——といってもここでは社会主義教育のことであるが——へと還元されている。それは次の言葉にはっきりと見られる。「正しい性教育 (sexuelle erziehung) は、もちろんあらゆる性格教育とおなじく、家族生活が大体において全く正しく組織されているならば、親の指導のもとに真のソビエト的人間が成長するならば、つねにいたるところで達成されます」(Makarenko 1957, S. 73, 邦訳 p. 362)。また Makarenko は次のようにも述べる。「子どもが誠実さ、労働する喜び、正直さ、清潔さ、真の愛、他人とその体験・関心に対する尊重、祖国への愛と社会主義革命の理念に対する服従へと教育・訓育されるならば、われわれはこれによって性的な点でもその子を教育・訓育しているのです」(S. 74, 邦訳 p. 362)。

それゆえ、Makarenko にあっては、性教育においては、性教育のための特別な方法が決定的であるわけではない。むしろそうした特別な方法は、有害でさえある。重要なのは、「教育労働の全体的な一般的性格、教育労働の全体としての像」(ebenda.) なのである。

このように、Makarenko にあっては、性教育は家庭での社会主義教育の一部へと組み込まれており、その独

自性を持つものとはされていない。それゆえ、性問題を早くから子どもとあれこれ語ることは必要ではないとすら言われるのである。

こうした Makarenko 思想の影響下では、Neubert (1956b) 自身も述べているように、当時「ドイツ民主共和国にはいかなる性的問題もないかのように思われた。教育学の圏域でも性教育 (学) について語られなかった。Makarenko がその著作の中で特殊問題としての性教育 (die geschlechtliche Erziehung) を拒否していたとの指摘で安心していた」(S. 7)。

Makarenko の 結婚 = 家族 = 幸福 の三位一体論

Makarenko の性教育理論の第 2 の特徴は、家庭での教育をつうじて 結婚 = 家族 = 幸福 の三位一体論ともいべきものを目指していることである。Makarenko は、次のように述べている。

われわれがわが子の未来の性感情の教育について語る場合、われわれは本来子どもの未来の愛への教育および未来の家庭の父や母への教育について語らねばならないでしょう。あらゆる他の性教育は害があるし反社会的でしょう。それぞれの親、それぞれの父親、それぞれの母親は、彼らが教育する将来の国家公民が家族においてのみ幸福だと感じることができ、この形態のうちのみ性生活の喜びを見出すことができることを目標に据えねばなりません。親がこの目標を立てず、この目標を達成しないならば、子どもは無秩序な性生活を始めるでしょうし、彼らはあらゆる類のドラマ、不幸、不潔、社会的害にみちた人生を送るでしょう (S. 73, 邦訳 p. 361)。

Makarenko はこうした 結婚 = 家族 = 幸福 の三位一体論にたっているもので、当然にも 10 月革命後に出てきた「自由恋愛 (freie Liebe)」論は否定されることになる (S. 72, 邦訳 p. 361)。

先の Makarenko の文章は、DDR の性教育理論者によってしばしば引用されている。例えば、Schwarz (1954) は、DDR における性教育の現状を次のように批判して、Makarenko の先の文章の一部を引用している。すなわち、「生物では、1 時間でウニやトカゲの性生活が語られ、それで教員は子どもを啓発しなければならぬという彼の教育 (学) 的必要を果たしたと信じ込

んでいる」し、家庭では日曜日になると、「父親はもう朝食のときからいらいらして、それから息子や娘を自分の部屋に呼び出して、彼らに2、3の適切な言葉で、お前たちは今やもうすぐ大人だ、そしてお前たちは用心しなければならない、そしてお前たちは感情に流されてはならないと説明する」(S. 15) だけだが、これでは青少年に影響を及ぼすことはできない、と。そして Makarenko の先の一節——「われわれがわが子の未来の性感情の教育について語る場合、われわれは本来子ども未来の愛への教育および未来の家庭の父や母への教育について語らねばならない [でしょう]」([] 内は略されている部分)——を引用して、「彼らには、どの本でもイラスト付きですら読むことができる客観的な事実を語るのではなく、親ならびに教員は彼らにあなたの人生について語り、男子と女子に起こりそうなことをあなたたちがどう体験したのかを彼らに語り、あなたの危機、あなたの幸福、あなたの失望についておよびあなたのハーモニーについて語る」(ebenda.) ことを求めている。

また Bretschneider (1956) も、後でも見るように、Makarenko に拠りつつ、「どんな特別な性的訓育もない。それは普通教育の一部である」ことを指摘するとともに、7つの性教育の目標の1つとして、「幸福な結婚へと教育する」(S. 35) ことを挙げ、先の Makarenko の文章を引用して、愛 = 性交 = 結婚 (= 幸福) の理論を展開している。すなわち、「結婚のみが愛と生活の共同体を同じような理想的な形態で提供するので、幸福な愛はたいていは結婚においてのみ可能である」(S. 36) と。

さらに、Dietrich (1956) は、「生物学の啓発はただ性教育 (Sexualerziehung) の周辺領域でしかなく、「性教育は倫理教育の一部である」とする立場から、「社会主義道徳に対する理解を呼び覚ますこと」が必要だとしている。そして、Makarenko の先の言葉、すなわち「われわれが子どもの性的感情の教育について語る時、われわれは本来子どもの将来の愛への教育について語らねばならない」(A. S. Makarenko: Der Weg ins Leben. 1955, 邦訳 p. 361) を援用しつつ、愛の教育を説いている (S. 567)。

Neubert (1956b) も、今 DDR で持ち上がっている問題は「社会主義社会における男女の関係」「幸福への問い」であるとして、Makarenko の「幸福」論

(Makarenko 1954) を引用している (S. 9-11)。

Makarenko の集団教育論

Makarenko 理論の第3の特徴は、周知のようにその集団主義教育にある。Weise (1956) は、訓育 (Erziehung) を生活指導 (Lebensleitung) の過程としてみならず立場から、こう述べている。「われわれはソヴィエト教育学者 Makarenko からじつに多くのことを学んだ。彼の最大の功績は、私見によれば、彼が集団、集団教育をすべての教育学的努力の中心点に据えていることにある」(S. 41) と。そして、かかる集団を社会の最小組織である家族のうちにみている⁽⁴⁾。

(4) ソ連からのその他の影響

以上のほかに、当時ソ連の Tarchow の本 (1955) も影響を与えている。Bretschneider (1956) は、後でも見るように、Tarchow の本から次の文章を援用しつつ、自身の愛 = 性交 = 結婚の三位一体論を展開している。

愛はとくに男女の相互関係の基礎になっている。今や性交が愛から生じるのかどうか問われるばかりではなく、性交は婚姻内のものであるいは婚姻外のものかどうか問われる。ソヴィエトの青少年の [高い] 道徳的な質は、愛のない性的関係を認めない。しかし愛は愛で必然的に生活共同体、すなわち結婚を求める。[実践が示しているように、以前でもソ連の人民にあってはけっしてかなりのものではなかった未婚の子ども数は 1944 年 7 月 8 日の公布以後もっと多く減っている。] 婚外の子どものはすでにまれになった過ちの結果である (S. 41, [] 内は原文にあって引用されていない部分を示す)。

5. 50年代性教育理論の到達点

こうしたソ連の性教育の影響を受けながらも、50年代のDDRにおける性教育の進展に大きく貢献したのが、先にも文献として挙げられていた、Wolfgang Bretschneider とイエーナの社会医学者 Rudolf Neubert であった。とりわけ Neubert の書いた本 (1956c) は、1956年に6版も出るほどのベストセラーとなった。そこで、以下において Bretschneider と Neubert の性教育理論を整理し、50年代の性教育理論の到達点を確認しておくことにする⁽⁵⁾。

(1) Bretschneider の性教育理論

Weigel (1956) によれば、この間子ども・青少年向けに書かれて啓発書の欠陥を一部は取り除くいくつかのものが出版されているが、しかし「全問題領域を詳細に論じた教育者向けの詳細な著書」(Vorwort) はなかった。この欠陥を埋めるべく書かれたのが、Bretschneider (1956) であり、その後 1965 年までに 10 版が出されている。この Bretschneider の性教育理論の特徴は、何よりも性教育を「性的啓発・訓育 (sexuelle Aufklärung und Erziehung)」にとらえ、啓発とともに訓育的側面を強調していることにある。

性的啓発・訓育の必要性

性的啓発・訓育が必要なのは、Bretschneider (1956) によれば、青少年の身体的 (性的) 成熟の加速化 (Beschleunigung) によって、性的成熟期と精神的成熟期との間のギャップが拡大しているからである。このギャップの期間を Bretschneider は「危険ゾーン」と呼んでいる。「生物学的成熟の開始と精神的成熟のそれとの間の期間、それゆえ、われわれが青少年 (Jugend) と呼ぶ期間は、若い人が橋をかけ切り抜ける (überbrücken) 必要がある危険ゾーンである」(S. 13)。Bretschneider は、この危険ゾーンの拡大が、「以前の数十年においてよりももっと頻りに青少年の性的脱線・逸脱 (Entgleisungen) を耳にする原因の 1 つ」(ebenda.) と考え、ここに彼の言う性教育、すなわち「性的啓発・訓育」の必要性をみるのである。

たしかに、「性的啓発・訓育」の必要性を認識している親はいる。しかし彼らがためらう理由には 2 つある。それは、性の問題が「われわれが自分自身の生活において公共に対して秘密にしている問題であり、そしてわれわれがベスト・フレンドに対してすら一般的には語らない問題」(S. 15) だということ、また、ひじょうに多くの人には「すべての性的なものは何か卑しいもの、低次なもの、動物的なものと同義であり、それについては礼儀正しい人間は恥感情から語るができないという感情」(S. 16) があるからである。そこで Bretschneider にあっては、「われわれの任務は、わが青少年を性的なものに対して清潔な感覚をもつよう訓育することであるべき」(ebenda.) だということになる。

不十分な性的啓発

この観点から、青少年に生殖、妊娠、出産の際に果たす性器とその役割を説明するだけの「性的啓発」、たんなる自然科学的な事実の伝達である「性的啓発」では不十分だとされる。「われわれは青少年に倫理的原則をも手ほどきをしなければならぬ。すなわち、われわれは彼らに両性の関係について教え、彼らが性衝動を自制するのを援助し、彼らのうちに同胞に対する尊重を目覚めさせねばならぬ。要するに、われわれは彼らを性的なものの諸問題に関しても訓育しなければならぬ。性的訓育抜きの啓発では十分ではない」(S. 17)。それどころか、むしろ Bretschneider にあっては、逆に性的訓育が本質的なものであって、啓発はその一部でしかない (ebenda.)、と訓育の側面が強調されている。とはいえ、「どんな特別な性的訓育もないのであって、それは一般的訓育の一部なのである」(ebenda.)。こうして、Bretschneider は、すでに見たように、Makarenko に依拠しつつ、性的訓育を社会主義的訓育へと解消、従属させることになる。

性的啓発・訓育の担い手

では性的啓発・訓育の担い手は誰か？それはまず、親である。「少なくとも、生物学的啓発、すなわち、自然科学的な事実の伝達は親の任務である」(S. 19)。次に学校である。「その任務は、若い人々に異性に対する尊重をも呼び覚まし、自制のなさや抑制のない衝動生活との危険について、未婚の子どもについて、個人的幸福と社会にとって有している結婚の意義について語ることである」(ebenda.)。

性的啓発・訓育の目標

Bretschneider は、「性的啓発・訓育」の目標として、次の 7 つを挙げている。

われわれはわが子に真実にふさわしい解答を与えよう (S. 21)。

われわれは、若い人々を性的なものに対する健康的な態度へと訓育・教育しよう (S. 22)。

われわれは、わが娘が初経にびっくりすることを望まない (S. 24)。

われわれは早すぎる妊娠を予防しよう (S. 25)。

婚外妊娠 (未婚での妊娠 —— 引用者) をできるだけ予防する (S. 27)。

青少年を性病から守る (S. 30).

われわれはわが子を幸福な結婚へと教育しよう (S. 36).

では、人間の出自に関する質問も含めて、子どもが性生活に関して行う質問すべてに、客観的に答える努力をすること (S. 21f.), では、わが子と性的なことについて話す時には、きちんとした、ストリークの隠語から自由な言葉を用いるべきことが強調されている (S. 23). では初経教育の必要性が語られる。

については、ほとんどの女子もボーイフレンドを持ちほとんどの男子がガールフレンドをもつ今日、これはほとんど防ぐことができないし、また未婚の子は婚姻の子とまったく平等に扱われているし、法律は母子を保護している (S. 27). Bretschneider は、これらのことは全く正当であると考えているが、それでも、さらに考えてみる必要のあることとして、次のような問題を挙げている。1つは、未婚の妊娠に関する問題である。その90%は望まれていないものであり、男性の50%は、ガールフレンドが子どもを望んでいると聞くと、ただちに身を引いてしまうという問題がある (S. 27f.). 2つ目には、初めての性交が、とくに女性にとって及ぼす心理的影響の問題がある。3つ目は、婚外の子が抱える問題である (S. 29). 未婚の子どもに父親がいないことが教育上の困難さを招くし、ずっと後になって現われてくる心理的障害、いわゆるノイローゼは、時に最初の数年に親の愛が欠けていることによるとされる。

では、婚姻外での性交が問題とされる。具体的には、自分の衝動生活はただパートナーをできるだけ頻繁に取り換えることで満足させられようと思込んでいる男性や、男性と楽しく過ごした夜を性的な献身でもってあがなわねばならないと思込んでいる女子が問題だとされる (S. 35).

では、「結婚は男女の共同生活の最善の形態である」 (S. 36), あるいは「結婚はまた、男女の共同体の唯一の形態である」 (S. 37) ことが強調される。Bretschneider によれば、この「愛の共同体」は「生活の共同体」であり、これによって補完される必要がある。「安心の感情、相互の信頼と理解、相互の援助と支援、職業生活への相互の参加、共通の喜び、共通の苦悩、共同のワンデリング、一緒に劇場や映画を観に行くこと——これらすべてが生活共同体が包括する構成要素である。生活共同体のこうした雰囲気は、性行動の身体的・心理的側

面を十全に響かせるために、必要である。しかし結婚のみが愛と生活の共同体を同じような理想的な形態で提供するので、幸福な愛はたいてい結婚においてのみ可能である」 (S. 36).

さらに結婚が家族の基礎とされ、その社会的機能が重視される。「結婚は家族の基礎でもある。家族の廃止はわが文化発達をもつ人民のもとではカオスを意味するであろう。社会主義国家においては、法的措置があらゆる形態の搾取を許さず妻は完全に同権のあるものとされるので、結婚が相互の愛情にもとづいて結ばれるという前提が、とくに高度に与えられている。家族はまず親にとっては喜びの汲み尽くせぬ泉を意味する。若い世代には、家族は第1級の教育ファクターである。そこではとくに、人間が社会において必要とする諸性質、すなわち、配慮、自発的な服従、相互の尊重、私をわれわれのもとに置くこと、が発達させられる」 (S. 38).

そして、以上のような結婚観と婚外性交の危険から、「われわれは、啓発と教育をつうじてわが子が婚前性交を避けるようにしなければならない」 (S. 40) と、婚外性交が批判される。こうして、Bretschneider はソ連の法学者 Tarchow (1955) の先の文章を援用しつつ (S. 41), 愛 = 性交 = 結婚の三位一体説を展開するのである。

性的訓育の原則

以上のような目標をもつ性教育の原則として、まず求められるのが、「自制 (Selbstherrschaft)」である。自制については、川の氾濫を例にしてこう説明されている。ある川は頻繁に岸を越え隣接する庭や畑を水浸しにして収穫を台無しにする。この場合川幅を狭めて、堤防できちんとした水路へと導くことで、川の氾濫から自分を守ることができる。しかし、こうしたやり方では、性衝動をわれわれの意識から追い払っても、性衝動は別の道を探し、勃起障害や不感症が出てきたりする (S. 47-48). そこで別の原則から出発しなければならない。すなわち、われわれは性衝動をも正しい水路へと導かねばならない。堤防とは、「われわれが成長しつつある青少年に与える助言と指針」 (S. 46) である。また船にたとえれば、船は舵を利用しなければ、風と流れでコースから外れて座礁する (S. 46-47). この操作する舵こそが、「自制」なのである。

もう1つの原則は、余計な性的刺激を子ども・青少年から遠ざけることである (S. 50). とくに都市の子ども

の心理はたえず性的刺激によって見舞われている。ブックカード、イラスト付き新聞やブラジャーの広告、映画館、さらにまた親の寝室で寝ることによって、わが子のファンタジーは避けがたく性的問題へと押しやられる。こうした刺激が、神経反射回路を介して、身体的成熟の早期化を引き起こすとされる。そこで求められるのが、「性的エネルギーを精神的・文化的ならびに生産的な達成 (Leistungen) へと変えること」(S. 53) であり、これが早期のそしてまたアブノーマルな性的活動を最もよく守るものである、とされる。

また、よき結婚への教育が性教育の目的であるから、そのためには、2つの性質、すなわち、「責任感情と同胞に対する尊重」(S. 56) を育成しなければならないとされる。ここで責任とは、「自分自身のしたいことと行動を隣人、周囲および社会の要求と一致させること」、また「青少年が、自分の性衝動と自分の愛がただに自分の人格的な関心事であるばかりではなく、彼がまたここでは、彼の行動が反作用を及ぼすより大きな秩序、つまり家族、社会及び国家の一部でもあること」(ebenda.) を認識することを意味している。女性との関係でいえば、「女性を人格として尊重すること、女性に苦悩を与えないこと、女性を守ること」(ebenda.) である。

危険なものとしての自慰とホモセクシュアリティ

ところで、Bretschneider は、子ども・青少年の危険な問題として、ホモセクシュアリティと自慰をあげる。前者については、ホモセクシュアルな人から青少年が誘惑される危険が指摘される。「青少年にあっては、セクシュアリティがたいい最初はまだ異性にしっかりと固定されていないので、青少年が誘惑によってこの異常な行動へともたらされて、再びそこから逃れないという大きな危険がある」(S. 69) とされる。

後者については、「子どもでの時折のオナニーはきわめて悲劇的なものにとらえる必要はない。だがそれが無制限に行われるか、あるいは完結した性的発達と性格上の成熟を超えても行われるとすれば、ふさわしい精神医学による医師の助言と処置が必要である」(S. 71) とされる。これまでは自慰の危険性が過度に誇張されていたが、「自慰が「脊髄ろう」や精神病を引き起こすことがあるというのは全くの誤りである」(S. 72)。むしろ「自慰はたいいの人にあっては単にセクシュアリティの中

間段階を意味し、真の愛情傾向が発達するとなくなるであろう」(S. 73)。こうして、「青少年の時間間隔をあげたオナニーは性的発達のノーマルな通過段階であるのがつねであり、それ自体たいい特別な撲滅措置や防衛措置は必要ではないこと」(S. 76) が述べられている。

では自慰の危険は何か。Bretschneider は次の3点を指摘する。

「それはまず、オナニーが習慣になって、当事者がその習慣を後になっても保持することにある。自慰はたしかにいつでもリスクも苦労もなく性的オルガスム (満足の頂点) を体験できる方法を意味している。そこでかかる人はしばしばノーマルなセクシュアリティへの道を見出さない」(ebenda.)。

「自慰の習慣が嗜癖へと退化すること」(ebenda.)。

「セクシュアリティが誤った道へと導かれる危険」(S. 74)。すなわち、のちになって人がノーマルな性交にいたっても、彼の誤った、一部は倒錯した観念・表象から抜け出さず、自然な性交に絶望し、その結果としてインポテンツとなったりする。「アブノーマルに長く、成熟期をこえても自慰する者は、これによってたまたま彼のうちにある孤独への素質を強め、彼はたやすく変人になる」(ebenda.)。

また女性の自慰については、女性の自慰は主にクリトリスの刺激にもとづくので、性交の際の快楽感覚の主要器官である膣から逸脱してしまうと、否定的にとらえられている (S. 74)。

(2) Neubert の性教育理論

性教育の必要性

50年代になると、DDRにおける社会主義建設の問題と関連して、青少年の男女の相互関係のあり方が焦点となってきた。Neubert (1956c) によれば、資本主義から社会主義への移行期にあるために、一方では年長世代の大人は不安を抱え、青少年をしばしば「放埒だ」「自堕落だ」「非倫理的だ」とみなしているが、他方では、青少年は性的問題について知りたがっている。それなのに、大人たちは青少年に対して、きちんと向き合わず、「青少年のなすがままにしろ。若者は自分で自分の道を発見するさ」(S. 7) という態度であった。

当事者たち [青少年——引用者] がこれまで年長者に質問しても無駄であった。彼らは気まずい沈黙に

出会うかあるいはまたそっけなく拒絶された。他の場合には、質問された者は回りくどくその事柄をあれこれしゃべった。最後に、旧来の、青少年にもすでに周知の道徳の規則が持ち出された (ebenda.)。

そこで、社会主義に適った青少年の男女の新たな相互関係をどう作り上げていくのが、教育の焦眉な課題となってきたのである。ここに、Neubert は「性教育(学) (Sexualpädagogik)」の必要性を見る。もっとも、Neubert の考えでは、「特別な性教育(学)があるわけではなくて、全教育 (eine Gesamterziehung) のみがあり、その中で「両性相互に対する正しい行動への教育」(1956a, S. 7) が、それにふさわしい場所を占めねばならない、としている。

性教育の社会的背景

その際、社会的背景として問題とされるのが、「われわれの日常生活や行動の中にある搾取社会の残骸」(1956a, S. 10)、「資本主義からの伝統的な遺産」(1956c, S. 157)である。具体的には、Linser と同様に、映画、雑誌、ラジオ、キャバレー、ダンスなどの娯楽産業やアルコール (ibid., S. 156f., 1956a, S. 10) などが挙げられている。

すでにその前年の「青少年保護指令 (Verordnung zum Schutze der Jugend)」(GBI, Teil1 Nr. 80, S. 641, 1955年9月26日)第3条2項では、低俗・卑猥作品が問題とされ、それについて、次のように定義されている。

低俗・卑猥作品とは、次のような反ヒューマンズムの書物、具象的表現物、その他のものである。すなわち、青少年に、残虐、人間蔑視、人種・民族嫌悪、殺人、暴力その他の犯罪根の傾向ならびに性的な逸脱を引き起こすために作成され、つくられたり、そうするのに適しているもの、およびしたがってその内容と傾向をつうじてすべての平和を愛する人間の関心と子どもの精神的・倫理的福祉とをひどく傷つけるもの、である (Borrmann 1962b, S. 18-19 より)。

また、その第4~5条では、アルコールとその販売についての規制もなされている (Neubert 1956b, S. 29 より)。

第4条

アルコールの販売と飲むこと

- (1) すべての子ども・青少年には、16歳まではアルコール飲料が売られたりあるいは飲むために公共の飲食店や施設で与えられてはならない。原麦汁エキス6%未満のビールはこれには入らない。
- (2) 16歳~18歳の青少年にはアルコールを適度な量でのみ渡して (verabfolgen) もよい。教育義務を負う者および飲食店の店長ないしは所有者は、そそのかして青少年に過度のアルコールを飲ませたりあるいは酔わせないように注意しなければならない。

第5条

飲食店での滞在

- (1) 飲食店の店長ないしは所有者は、子ども・青少年が24時までしかそこにいないことに対して責任を負う。
- (2) 16歳以下の子ども・青少年に、21時以降の飲食店の滞在は教育の義務を負う者の同伴においてのみ許される。
- (3) これは、旅行して子ども・青少年が食事している場合には当てはまらない。

これまでの性教育の問題性

ところが、Neubert (1956a) によると、最近数十年間にわたる性問題に関する議論が主に医師によってなされてきたために、2つの問題があったという。その1つは、その議論が性生理学にもとづいていたので、「セクシュアリティの逸脱」が前景にでてしまったこと、である。もう1つは、「人間と動物の違い」が十分に注目されず、身体的・ホルモンの諸過程が前景に押し出されて、人間の脳の役割が注目されなかったことである (S. 7)。

2つのギャップ

ところで、青少年の男女相互の関係を問題にする際、2つのギャップが立ちはだかっているという。1つは、「憲法上の男女同権と性道徳観における男女差別とのギャップ」(1956a, S. 8)である。1949年のドイツ民主共和国憲法第7条では、「(1) 男性と女性は同権である」、「(2) 女性の同権に反するあらゆる法律と規定は廃棄されている」というのに、次のような事態が依然として支配して

いる。「進歩的だと自認している多くの男性は、うちでは自分の妻に対して中世的な態度をとる。彼らは妻を奉公人として扱い、無条件の賛成を求め(……)、いかなる自立した意見も承認しない。たしかに同権は諸法律にはあるし、経営体(Betrieben)でもますます浸透しているが、しかし男女相互の行動ではなお多くの不平等が支配している。この不平等は男性によってばかりではなく、女性と女子によっても維持され育まれている」(1956b, S. 18)。この結果、「今日わが女性は少なくとも二重の、三重もまれではない重荷を背負っている、つまり第1に家庭外の就労で、第2に夫と子どものための家事で、第3に妊娠、出産および育児で」(ibid., S. 18)。

ここから、性教育の第1の任務が導き出される。すなわち、「性教育学に献身しようとする者すべては、とりわけ教員と教育者は、このギャップを認識し、このギャップをできるだけ早く乗り越える手段と道を考えること」(ibid., S. 19)である。具体的には、親、教員、青少年幹部および青少年の間で、以下の原則についての一致があることである。

1. 男性と女性は愛情においても同権である。工場において女性を同権的な同僚として承認する同じ男性は、家庭でも封建領主や僭主のように振る舞ったり、あるいは女性を奉公人とすら見なしてはならない。
2. 愛情においてもいかなる人間の搾取も、すなわち男性による女性の搾取も、女性による男性のそれともはや存在してはならない。
3. 各人はみんなに、みんなは各人に責任がある。われわれは、青少年が責任を引き受けることを望む。若者は互いに結び付き合うことを恥じるべきではない。しかし彼らは、この場合も各人が他者に対して責任を引き受けることを知るべきである。彼らは、それぞれの結びつきが他人の運命、人生を規定していることをはっきりと知っていなければならない(1956a, S. 9)。

第2のギャップは、身体的成熟と社会的成熟との間のギャップ、すなわち、「アクセレーション(Acceration)」や「加速化」の現象である。

われわれがアクセレーションと呼ぶのは、今世紀の前半に青少年の発達が早まったという現象である。女子は最初の月経をすでに11歳と12歳で体験し、さら

にまた男子の成長は1~2歳早められた。若い人々は1~2歳早く生殖能力を持つ。

14歳と17歳の間に骨格と内的器官がまだ成熟していない。女子と男子は早くとも18歳ないしは20歳で現実に身体的および社会的に成熟する(ibid., S. 8)。

そこで、「私たちはすでに生殖能力があるが、しかしなお職業教育に取り組んでいる時期に、自分の性的な力をどう処理すべきなのか?」(ibid., S. 9)という青少年の問いに答えるという課題が突きつけられる。

早婚の勧め

この課題に対する Neubert の解答は、愛情を前提にした早婚の勧めであり、18歳までの婚前節制である。「治療手段として早婚が勧められる。われわれははっきりとした晩婚をプロバガンダしないが、しかし学生間の結婚やまだ職業教育にある人たちの結婚は、実証されてはいない」、「われわれは、青少年に、およそ18歳までは性交しないよう助言すると決心する。すべての医師、親、教育者は、この助言で、女子にも男子にも害が生じることはないという点で一致している」(1956a, S. 9)。こうした Neubert の態度は、性交の受け入れをできるだけ引き延ばすという50年代の傾向に応じたものであるという(BzgA 1995, S. 24)。

そして、この見地から、Neubert は1920年代の性教育学者たちの主張に反対する。すなわち、第1に、青少年の婚前における性交への権利を主張した Max Hodann や Wilhelm Reich に、性交=愛ではないこと、社会的条件が今日の社会主義的な条件下とその当時とは違うことという2つの理由で、反対する。

まず、性交は愛と同じものではないこと、しかし第2に、Max Hodann の出発点となる前提がもはやわれわれにとっては妥当しないこと。資本主義社会では青少年の権利は踏みにじられ、労働者男子・女子はひじょうに早くから、すでに搾取されていたのに対して、われわれのところでは、彼らは社会主義建設が提起する任務のためにきわめて丁寧な教育を受けている。資本主義は、青少年から青少年期を奪い、彼らを、性交のうちに一種の補償を探すようにさせるが、だがわれわれのところでは、国家は青少年に、自己を陶冶し発達させるあらゆる可能性を開いている。われわれのと

ころでは、青少年は生活の内実をもち、落ち着いて意識的に自分の完全な成熟に向き合うことができる (S. 149-150).

また、アメリカの Ben Lindsey やドイツの Alice und Otto Rühle らが勧める「試験婚」(Probewehe) にも、4つの理由で反対する⁽⁶⁾。第1に、この試験婚がきわめて若い者によってなされるなら、自由な友情しか生じない。第2に、「身体的に気が合う」という問題は似非問題であり、女子が妊娠する危険が伴う。第3に、リラックスという神経反射は人間の愛情関係においては本質的な問題ではない。最後に、2人が、これがお試しであると知っているがゆえに、お互いにまじめに受け止めない (1956c, S. 155).

これに対して Neubert が重視するのは、身体的相性ではなくて、男女の精神的特性、すなわち「性格特性、2人の人間の相互に対する行動」(1956a, S. 9)あるいは「性格、相手の精神的内実」(1956c, S. 156)である。

こうして「2人の愛し合っているものが肉体的にも結合するのはいつの時点から、われわれは倫理的によいと考えるのか？」という問いに対する答えは、「2人の人間が基本的な試験 (Prüfung) の後に、彼らの人生を一緒に送り、彼らの子どもと一緒に育てる確固とした決心をした時」(ibid., S. 152)ということになる。これが「責任」を引き受けることであり、幸福で健康な結婚 = 家族であるとされる。かくて Neubert は、結局のところ 愛 = 結婚 = 性交 (= 生殖) の三位一体を主張することに至る。

問題としての未婚の母・オナニー・ホモセクシュアリティ

この観点からすると、単身の母親 (未婚の母)、オナニーやホモセクシュアリティ (同性愛) などは、結果的に問題だとされる。

まず単身の母親についていえば、たしかに単身の母親は、「母子の保護と女性の権利に関する法律」(1950年)の第3条で、既婚の母親とは同等のものとして扱われている。しかし単身の母親は多くの重荷を背負うことになる。それゆえ「道徳的には未婚の母親にはたしかにもう汚点はないが、それでも若い女子はみな、未婚の母性の重荷を引き受けようとするかどうかを10回も考慮しなければならないだろう」(1956c, S. 96)。また、

未婚の子はたいてい一人っ子であり、一人っ子は多くのものを欠いている点で、問題だとされる (ibid., S. 97)。

次に、オナニーについて。オナニーは「自慰・自己充足 (Selbstbefriedung)」や「自己刺激 (Selbstreizung)」と呼ばれ、男子のそれはノーマルな発達に属するものであるとされるが、その一方では「やりすぎ」はやはり問題だとされる。

自己刺激がノーマルな性交よりも非常に頻繁に行われることがあるので、神経は過剰に刺激されて、もはや安静にならない。男子は一方では性急、移り気になり、他方ではけだるくなる。後の生活で男性が自慰をしようとすれば、病気になる、いったい自己刺激は満足を保証しない (ibid., S. 79)。

またあまりに窮屈で摩擦する服装も、刺激し誘惑するのでよくないとされる (ibid., S. 80)。これに対して、女子のオナニーは他の女子から誘惑されない限りはありえないとされている⁽⁷⁾。「きちんと栄養を取り、十分に運動しており、母親が膀胱と直腸を定期的に空にすることを女子に習慣づけている、そうした健康な女子なら、自らほとんどオナニーをしない」(ebenda.)。

ホモセクシュアリティは、Neubert によると、生得的な欠陥のある生殖腺を持つ「真正なホモセクシュアルな人」、 「成長期の間の不都合な環境の影響、誘惑によってつよく同性に魅かれるホモセクシュアルな人」、および 「生殖線の病気でもないし誘惑されてもいずに、幼児期の体験、例えば離婚の体験の結果、男友達に加わって、女性に加わらなかったホモセクシュアルな人」に区別されるが、とくに の人には「治療教育、心理セラピー」が必要だとされている (ibid., S. 81)。

性教育の教授法としての男女共学

Neubert (1956b) は性教育の教授方法として、今日幾人かの人物が反対している「男女共学」(「男子と女子の共同の教育」)を勧めている。その教育学的理由としては、2つある。1つは、男女別の利点は一時的なものでしかないという理由である。たしかに、男女別修は、13~16歳の年齢グループでは、女子が男子よりも1~2歳成熟しているので、うまくいく。しかし、この「テンポの違いはすでに16歳と18歳の間にも補整される」し、「共同の教育のもとで男女は妨げられる必要はなく、逆

に最初は女子が男子を引っ張り、後には男子が女子を引っ張っていく」(S. 26) ようになる。

もう1つの理由は、これが重要であるが、男女共学には「男子と女子が相互につきあうことを学ぶという可能性」(ebenda.) があるということである。

性教育の7つのテーゼ

以上を踏まえて、Neubert は最終的に「性教育 (Sexualpädagogik)」をテーゼ化している。これは、1955年の教育者・法学者・医者を前にした講演で示されたものである。この点で、このテーゼはこの時期の主導的な思想として理解してもよいだろう。その「性教育のテーゼ」の内容は以下のとおりである。

・性教育は一般的な教育学 (Erziehungslehre) の一部である。

・その目標は、性生活を過大評価もせずにもたないがしろにせず健康な、幸福な生活へと組み入れることである。両性の相互に対する正しい行動への教育にはそれゆえ、普通教育においてはふさわしいランクが認められねばならない。そのための手段が男女共学である。

・性教育の担い手は教育者 (Erzieher) である。医師は、教育目標が彼の援助でのみ実現されるところで協力しなければならない。彼の主要な任務は、あらゆる学校種の教員に、子ども・青少年期の生物学について教えることにある。これにはまた、今日加速現象および身体的成熟と社会的成熟とのギャップの発生についての教授もはいる。

・性教育は、すべての教育 (学) と同様に、ノーマルな諸関係、われわれのケースでいえば健康な性生活から出発する。セクシュアリティの病理学的現象は、医師の、心理療法の面会時間に属する。

性病の撲滅とその危険についての授業は、性教育とは、生物学・衛生の授業での伝染病撲滅以上には関わりがない。

・最も重要な教育手段は実例と習慣である。それゆえ緊急と思えるのは、まずは大人が異性に対する自分の行動をきちんとすることである。(……)

・今日なお多くの映画、ラジオ、イラスト雑誌、低級なナイトクラブ (Amusierbetrieb) に由来する妨害がなくされねばならない。アルコールは、子ども・青少年から遠ざけられねばならない。

新たな形態の青少年共同体が展開されねばならない。すなわち、徒歩旅行、身体訓練、楽しいダンス、音楽、芸術、文学がその内容たるべきである。

・生殖に関するいわゆる「啓発・啓蒙」は、性教育では従属的な役割を果たす。それは今日なお必要である、というのもすべての親と教員が、子どもの質問にきちんとかつ誠実に答えることができるわけではないからである。

目標は、子どもが適時にきちんとした知識を親が特別の強調もせず得ることではなければならない。いったい子どもはすべての重要な生活問題にわたる誠実さへの権利を有する。こうした事態が達成されていけば、すなわち、何物もあいまいでなければ、啓発は余計なものとなる (1956b, S. 37-38)。

ここで重要なポイントは、性教育は一般的な教育 (学) の一部をなすものであり、特別な教育領域ではないし、特別な教科にも限定されないこと、性教育の目標は「両性の相互に対する正しい行動への教育」であること、性教育の担い手は教育者であり、医師はその協力者であること、などである。しかし、Bretschneider も Neubert もまだ、Dietrich (1956, S. 570) が指摘しているように、子ども・青少年の性的発達に応じた性教育理論を展開しているわけではない。

おわりに —— 50年代性教育理論の特徴と問題点

これまで見てきたように、1950年代になると、強姦、性病といった「戦後」問題が次第に解決されてくるにつれて、青少年の新たな性的問題がクローズアップされてくる。またそれと同時に社会主義の建設が始まり、それにふさわしい「男女相互に対する正しい行動への教育」が求められてくるようになる。こうして、性的な知識の伝達という「性的啓発」のみにとどまらずに、「性的教育 (sexuelle Erziehung)」の側面が重視されるようになってきた。そして、性教育は全体教育 (ないし普通教育) の一部として位置づけられてくる。これが50年代の性教育理論の何よりもの特徴であろう。

第2の特徴は、性教育の主要な担い手が次第に医師から教育者 (親と教員) へと移ってきていることである。とはいえ、まだ性教育の中心的な理論家は、Neubert や Bretschneider などの医師であった。またそこでは、

教育心理学的研究の遅れもあり、子ども・青少年の性的発達に応じた性教育理論が実践的に展開されていない。これはおそらく60年代の性教育の課題となろう。

第3に、この時期には、40年代と同じく、性教育の目標は、健全で幸福な結婚・家族であり、そのために結婚までの自制や早婚が求められた。ここでは、ソ連の教育学、とくにMakarenkoの影響を受けながら、愛=性交=結婚(=生殖)がいつそう強調されてくるようになる。しかも、こうした思想傾向は、法的基礎——1949年のDDR憲法、1950年の「母子の保護と女性の権利に関する法律」、1954年の家族法案およびそれにもとづいて出された1955年11月24日の「結婚の締結および解消に関する指令(Verordnung über Eheschließung und Eheauflösung)」(GBI. DDR I S. 849, Hagemeyer 1958)——によって、よりいつそう押し進められ強化されていくことになる。すなわち、憲法によって男女の同権(第7条)や結婚と家族が共同体生活の基礎をなすこと(30条)が確認され、「母子保護法」において中絶が制限され、「幸福な母性」が強調されていく。またさらには、「指令」では、結婚が「男女の間で永遠に結ばれた共同体」であるとして、次のことが前文で謳われている。

ドイツ民主共和国においては、結婚は男女の間で永遠に結ばれた共同体であり、同権、相互の愛情と尊重、夫婦の共同の発達および民主主義、社会主義、愛国主義と諸人民の友好の精神において子どもの教育に奉仕する。(……)ドイツ民主共和国における労働者と農民の権力は、健康な結婚と家族の発展を保護し強化する。結婚に対する軽率な態度は勤労者の道徳観に反する(Hagemeyer 1958, S. 63.)。

なおこれに関連して言えば、SED中央委員会付属社会科学研究所哲学部は1957年4月16~17日に「社会主義道徳の理論的・実践的諸問題」についての会議を開催している。そこでは法務省のWächtler(1957=1958)が「結婚と家族における道徳の問題について」報告している。その中で「結婚の締結および解消に関する指令」における強調点として、「健康な結婚と家族を保護し強化するという要求」と「結婚は男女の間で永遠に結ばれた共同体であり、結婚に対する軽率な態度は勤労者の道徳観に反すること」(S. 146, 邦訳 p. 159)が挙げられ

ている。

ともあれ、このようにして男女の平等を謳いつつ、健康で幸福な結婚・家族が性教育でも目指されることになっていくのである。実際Neubert(1956c)では憲法と「母子保護法」が引用されつつ、「健康な家族は民主主義社会の支柱の1つである」(S. 96)ことが強調されている。

他方、自制に関しては、Freud理論がブルジョア思想として批判されつつも、他方では、余計な性的刺激をできるだけ子ども・青少年から遠ざけ、性衝動を抑制・昇華しコントロールすることが求められていた。Zimmermann(1999)はこれを「単純化されたボイラー原理(Dampfkesselprinzip)にもとづく衝動・欲動モデル」(S. 65)と呼び、このモデルがDDRの性教育理論にもまたBRDにおける性教育の価値維持派にも共通してみられるものだとしている。

第4に、オナニーやホモセクシュアリティに対しては、40年代と同じような態度が継続されている。すなわち、(男子の)オナニー一般に対しては寛容であるものの、過度なオナニーに対しては警告が発せられている。しかし、その一方では、女子のオナニーはありえないものだとされている。女子の自発的な性衝動はないものだとされているのである。これに対して、ホモセクシュアリティに対しては、相変わらず誘惑仮説にもとづいて、治療とセラピーの対象とすらされている。

最後に、性教育の方法としての男女共学(男女共修)に関しては、3.で紹介したように、40年代と同様、この時期にもまだ賛否両論があり、論争が行われていることがうかがえる。

*なお原書で邦訳があるものについては、邦訳ページ数を示してあるが、訳しなおしているところもある。また、下線は筆者によるものである。

【註】

- (1) この点で拙稿(池谷2005)での以下の記述は誤りであったので、ここで訂正しておく。そこでは次のように書いていた。「ドイツ民主共和国(東ドイツ)では「国民のすべての子どものための学校 eine Schule für alle Kinder des Volkes」が創られ、男女共学が導入された。しかし、それもHempelによればとりわけ組織的な措置として行なわれた。したがって、後にドイツ連邦共和国(西ドイツ)で行なわれたような、伝統的なジェンダー的な関係を問題にするような論争は、ドイツ民主共和国ではほとんどなされ

- なかった」(p.56).
- (2) なお、当時のスターリン主義の生きた証言としては、Havemann (1970 = 1971), Janka (1989 = 1990), Mayer (1991 = 1993) 参照。また、Engler (1999 = 2010) および篠原正瑛 (1966) の第2部「東ドイツ」第1章「苦悩する政治機構」も参照。
- (3) なお60年代でも、Borrmann (1962b) は、Paul (1956) の次の文章——「青少年の大部分にある、したい放題の生活をする必要性、自分の身体への権利、女子誘惑者という男性的な英雄タイプに関する凝り固まった有害な観念は除去されねばならない。」(S. 289)——を引きつつ、これとの対決の手引きとなるものとして、Leninの「一杯の水論」批判の文章を挙げている (S. 36)。
- (4) 1960年代でも、Borrmann (1962b) はMakarenkoの新たな方法として「集団性 (Kollektivität) の原理」(S. 19) を挙げ、次のように述べている。
「それゆえすべての努力は、集団の教育的諸力の組織化と動員に向けられねばならない。集団において集団を通じてのみ社会主義的な同胞の関係が展開される。これによって性的な陶冶・訓育は、教員と生徒によって具体化される2つの党派間の事象という性格を失い、排他的な我-汝関係が克服される」(ebenda.)。
- (5) なおBzGA (1995) において、50年代の進歩的な性教育者として、社会医学者のNeubertが挙げられている (S. 23)。
- (6) もっとも、Ben Lindseyは"The Companionate Marriage"で「友愛結婚」を主張していたが、「試験婚」は主張していない。このことについては、池谷 (2010) 参照。
- (7) これは今日でもセクシュアリティにおけるジェンダー問題の1つとして、問題となるものである。すなわち、女子は受動的な性的存在として「オナニーをしてはならない」と抑制されてきたのである。

【引用・参考文献】

- Autorenkollektiv 1960: Geschichte der Erziehung. Erweiterte und Verbesserte Auflage. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin = 1962 東ドイツ教育史研究者集団『現代教育史——社会主義教育の成立と展開』江藤恭二・平野一郎・吉本均編訳、明治図書。
- Bach, Kurt R. 1991a: Zur Entwicklung der Sexualpädagogik in der DDR. In: Hohmann, Joachim S. (Hrg.): Sexologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin 1991. S. 228-238.
- Borrmann, Rolf 1962a: Die sexuelle Bildung und Erziehung als pädagogische Problem. S. 14-34. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962: Sexuelle Bildung und Erziehung. Bestandteil der Erziehung zur sozialistischen Persönlichkeit. Bericht über den Referententag der zentralen Sektion Medizin und Pädagogik am 3. November 1961 in Waimar. Berlin.
- Borrmann, Rolf 1962b: Die sexuelle Belehrung der Kinder und Jugendlichen. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin.
- Brandt, Wilhelm 1947: Sexualität und Erziehung. In: Langer, Erich/Brandt, Wilhelm 1947: Geschlechts-
- Krankheiten bei Kindern und Jugendlichen. Berliner Medizinische Verlaganstalt G.m.b.H. Berlin.
- Bretschneider, Wolfgang 1956: Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig. Urania-Verlag Leipzig/ Jena/ Berlin.
- Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (BZgA) (Hrsg.) 1995: Familienplanung und Sexualpädagogik in den neuen Bundesländern. Eine Expertise im Auftrag der BZgA von Harald Sympe und Konrad Weller unter Mitarbeit von Lykke Aresin, Kurt R. Bach, Jutta Resch-Treuerwerth, Eduard Stapel. Köln.
- Dietrich, Gerhard 1956: Zur sexuellen Erziehung. In: *Biologie in der Schule*. 1956, Heft 12, S. 566-571.
- Engler, Wolfgang 1999: Die Ostdeutschen. Kunde von einem verlorenen Land. Aufbau Verlag Berlin = 2010 『東ドイツのひとびと 失われた国の地誌学』岩崎稔・山本裕子訳、未来社。
- Für und wider die Koedukation. 1954: *Deutsche Lehrerzeitung*, 1, Nr. 36, S. 3.
- Grimm, Hans/ Rösler, Hans-Dieter 1957: Kinder fragen nach dem Geschlechtsleben. In: Das aktuelle Traktat, 2. Reihe, 2. Heft, Greifenverlag, Rudolfstadt 1957.
- Volk und Wissen, Volkseigener Verlag, Berlin.
- Hagemayer, Maria 1958: Zum Familienrecht in der Sowjetzone. Der „Entwurf des Familiengesetzbuches“ und die „Verordnung über Eheschließung und Eheauflösung“. 3. überarbeitete und ergänzte Neuauflage, Deutscher Bundes-Verlag Bonn.
- Havemann, Robert 1970: Fragen - Antworten - Fragen. Aus der Biographie eines deutschen Marxisten. R. Piper & Co. Verlag, München = 1971 『二つの時代の証言』永井清彦訳、河出書房新社。
- Heilbock, Klaus 1959: Jungen und Mädchen auf einer Bank? In: *Deutsche Lehrerzeitung*, 8, Nr. 9, 1959, S. 11.
- Hiebsch, Hans 1956: Zur Problematik der geschlechtlichen Erziehung. In: *Pädagogik*, 11. Jg. Heft 4, 1956, S. 311-314.
- Janka, Walter 1989: Schwierigkeiten mit Wahrheit. Rowohlt Taschenbuch Verlag, Reinbeck bei Hamburg = 1990 『沈黙は嘘 暴露された東独スターリン主義』林功三訳、平凡社。
- Kemnitz, Heidemarie 1999: „Jungen und Mädchen auf einer Bank“ - Zum Umgang mit der Koedukation in der DDR. In: Horstkemper, Marianne/ Kraul, Margret (Hrsg.): Koedukation. Erbe und Chancen. Deutscher Studien Verlag, Weinheim S. 82-100.
- Lange, Richard 1957a: Offen und Sauber. Ein Beispiel für die sexuelle Erziehung in der Grundschule. In: *Deutsche Lehrerzeitung*, 4, Nr. 25.
- Lange, Richard 1957b: Geheimniskrämerei ist verkehrt. Entgegnung auf die Stellungnahme „Offen und sauber“ in Nr. 38. In: *Deutsche Lehrerzeitung*, 4, Nr. 39.
- Linsler, Karl 1961 (1953): Das Wesen der Geschlechtskrankheiten. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin 1961 (1953).
- Makarenko, A. S. 1954: Glück. In: *Elternhaus und Schule*,

- Jg. 3, Heft 11, S. 3.
- Makarenko, A. S. 1957: Vorträge über Kindererziehung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin = 1964 「子どもの教育について」, マカレンコ全集刊行委員会 『マカレンコ全集 第5巻』 明治図書.
- Mayer, Hans 1991: Der Turm von Babel. Erinnerung an eine Deutschen Demokratischen Republik. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main = 1993 『バベルの塔 ドイツ民主共和国の思い出』 宇京早苗訳, 法政大学出版局.
- Melnikow 1954: Zur Frage der Koedukation. In: *Deutsche Lehrerzeitung*, 1, Nr. 24, S. 2.
- Menzel, Herbert 1956: Um die Frühreife unserer Kinder. Zum Problem der Akzeleration. In: *Deutsche Lehrerzeitung*, Nr. 46.
- Ministerrat der UDSSR beschloß ab 1. September Gemeinschaftsunterricht. 1954: *Deutsche Lehrerzeitung* 1. Jg., Nr. 31.
- MONUMENTA PAEDAGOGICA, Bd. VI 1970, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin, S. 263-268.
- Neubert, Rudolf 1956a: Bedeutung und Gestaltung der sexuellen Erziehung. In: *Berufsbildung*, Heft 1, S. 7-10.
- Neubert, Rudolf 1956b: Gedanken zum Problem der Sexualpädagogik. In: Neubert, Rudolf/ Weise, Rudolf: Das sexuelle Problem in der Jugenderziehung. Greifenverlag zu Rudolfstadt, S. 7-38.
- Neubert, Rudolf 1956c: Die Geschlechterfrage. Ein Buch für junge Menschen. 3. Aufl. Greifenverlag Rudolfstadt.
- Paul, Elfriede 1956: Über Inhalt und Ziel der geschlechtlichen Belehrung. In: *Berufsbildung*, Heft 6, S. 285-289.
- Schelsky, Helmut 1955: Soziologie der Sexualität. Rowohlt Verlag, Hamburg.
- Schwarz, Hanns 1954: Die Sexualität im Blickfeld des Arztes. Deutsches Hygiene- Museum, Dresden.
- Tarchow, R. 1955: Ehe und Familie in der sozialistischen Gesellschaft und die Grundprinzipien des sowjetischen sozialistischen Familienrechts. Urania-Verlag Leipzig/ Jena.
- Wächtler, Herbert 1957: Zu Fragen der Moral in Ehe und Familie. In: Neues Leben Neues Menschen. Konferenz des Lehrstuhls Philosophie des Instituts für Gesellschaftswissenschaften beim KZ der SED über theoretische und praktische Probleme der sozialistischen Moral am 16. und 17. April 1957. Dietz Verlag Berlin = 1958 「結婚と家庭における道徳の問題について」, 東独社会科学研究所編 『社会主義道徳論 新しい人間・新しい生活』 藤川覚他訳, 青木書店.
- Weber, Hermann 1988: DIE DDR 1945-1986. R. Oldenbourg Verlag, München = 1991 H・ヴェーパー 『ドイツ民主共和国史 「社会主義」ドイツの興亡』 斎藤哲・星乃治彦訳, 日本経済評論社.
- Weigel, Herbert 1956: Vorwort. In: Bretschneider, Wolfgang 1956: Sexuell aufklären - rechtzeitig und richtig. Urania-Verlag Leipzig/Jena/Berlin.
- Weise, Rudolf 1956: Die Bedeutung des Kollektivs für die sexuelle Erziehung. In: Neubert, Rudolf/Weise, Rudolf: Das sexuelle Problem in der Jugenderziehung. Greifenverlag zu Rudolfstadt, S. 41-61.
- Wolf, H. 1957: Offen und sauber. Sexuelle Aufklärung schon in der Grundschule? Eine Erwiderung. In: *Deutsche Lehrerzeitung*, 4, Nr. 38.
- Wolf, Birgit 2000: Sprache in der DDR. Ein Wörterbuch. Walter de Gruyter, Berlin.
- Zetkin, Clara 1957: Erinnerungen an Lenin. Dietz Verlag Berlin = 1974 「レーニンの婦人問題論」, H・ポリット編 『婦人論』 土屋保男訳, 大月書店国民文庫.
- Zimmermann, Susanne 1999: Sexualpädagogik in der BRD und in der DDR im Vergleich. Psychosozial- Verlag Gießen.
- ドイツ社会統一党編 1954: 『ドイツ共産党三十五年』 佐藤経明訳, 国民文庫社.
- 池谷壽夫 2009: 「DDRにおける妊娠中絶問題の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』 (日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第120号.
- 池谷壽夫 2010: 「ソ連占領下におけるドイツの性問題と性教育」, 『日本福祉大学社会福祉論集』 (日本福祉大学社会福祉学部) 第123号.
- 篠原正瑛 1966: 『現代ドイツ』 弘文堂.
- 杉山秀子 2001: 『コロントイと日本』 新樹社.